

第2次松山市自殺対策基本計画

笑顔広がる人とまち
幸せ実感都市まつやま



松山市自殺対策推進キャラクター
「リスにん」

令和2年3月



松山市



はじめに

子どもからお年寄りまで誰もが幸せな暮らしを送ることが私たちの願いです。

松山市は、平成27年3月に松山市自殺対策基本計画を定め、関係機関と連携し、研修会を開催したり、悩んでいる人を支援するゲートキーパーを養成したり、計画的に取り組んできました。その結果、松山市の自殺者数は、全体では減少に転じた一方、中高年を中心に今でも尊い命が自殺によって奪われています。

自殺は、多くが追い込まれた末の死で、その背景には精神保健上の問題に加え、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的な要因が複合しているといわれています。

松山市では、今年度末で計画期間が終了するこの基本計画を評価し、見直しを行い、松山市の現状を明確にして、これまでの取組をさらに強化した第2次松山市自殺対策基本計画を策定しました。

引き続き、第2次計画を基に、関係団体をはじめ、保健、医療、福祉、教育、労働、法律などに携わる方々と連携しながら、誰もが幸せを感じられるまちづくりを進めていきます。皆様には、一層の御協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、第2次計画の策定に当たり、多くの御尽力をいただきました松山市自殺対策推進委員会をはじめ、さまざまな機会を通して貴重な御意見をいただきました方々に、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

松山市長 野志 克仁

**第一章****第2次松山市自殺対策基本計画の概要**

- 1-1 計画策定の趣旨P.1
- 1-2 計画の位置づけP.1
- 1-3 計画の推進体制P.2
- 1-4 計画の期間P.3
- 1-5 計画の進行管理と評価P.3

第二章**松山市の自殺の現状と課題**

- 2-1 厚生労働省「人口動態統計」から分かる現状P.5
- 2-2 警察庁「自殺統計」から分かる現状P.8
- 2-3 メンタルヘルスに関する調査から分かる現状P.10
- 2-4 ゲートキーパー研修受講者数と
受講後アンケートから分かる現状P.16
- 2-5 統計及びアンケート調査から分かる松山市の課題P.17

第三章**第1次松山市自殺対策基本計画の取組と評価**

- 3-1 第1次松山市自殺対策基本計画の概要P.19
- 3-2 第1次松山市自殺対策基本計画の取組と評価P.20

第四章**自殺対策の方針**

- 4-1 松山市の自殺対策の8つの方針P.23
- 4-2 松山市の自殺の現状と課題及び第1次松山市
自殺対策基本計画の評価を踏まえて強化していく事項P.24
- 4-3 具体的な数値目標P.25

5-1	取組の概要	・・・P.27
5-2	【事前予防】すべての市民への支援	・・・P.31
5-3	【事前予防】ライフステージに応じた支援	・・・P.33
5-4	【危機対応】悩みや問題を抱えている人への支援	・・・P.39
5-5	【危機対応】うつ病などの疑いのある人への支援	・・・P.43
5-6	【事後対応】自殺未遂者への支援	・・・P.45
5-7	【事後対応】親族等関係者への支援	・・・P.47

一 巻末資料 一

1	自殺対策基本法	・・・P.51
2	松山市自殺対策基本条例	・・・P.57
3	松山市自殺対策推進委員会規則	・・・P.60
4	松山市自殺対策推進委員会	・・・P.62
5	松山市自殺予防対策庁内担当者会設置要領	・・・P.63
6	自殺対策関係機関連絡会	・・・P.64
7	相談窓口一覧	・・・P.65

一 コ ラ ム 一

コラム1	これまでの自殺対策の取組は？	・・・P.4
コラム2	ゲートキーパーと自殺のサイン	・・・P.18
コラム3	「リスにん」グッズ	・・・P.30

1-1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策については、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進された結果、自殺者数は年々減少傾向にあるなど、着実に成果を挙げてきました。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、かけがえのない多くの命が、日々自殺に追い込まれているという非常事態が続いていると言わざるを得ません。

このような中、自殺対策基本法施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が一部改正されるとともに、平成29年には自殺総合対策大綱が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していくこと等が基本方針に明記されました。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、地域レベルの実践的な自殺対策に対する取組が求められています。

本市でも、平成27年3月に松山市自殺対策基本計画を策定し、平成27年度から計画に基づき自殺対策を推進してきました。その結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として尊い命が自殺に追い込まれており、引き続きさらなる自殺対策が求められています。

こうした背景を基に、本市では5年間の計画期間の終期を迎えるため、計画の評価・改善を行うとともに、国で示された新たな基本方針や施策の内容と整合性を図り、「第2次松山市自殺対策基本計画」を策定しました。

本計画でも引き続き、松山市で暮らす市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手として寄り添い、共に支え合いながら、「誰もが健康で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、自殺対策をより一層推進していきます。

1-2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第3条（国及び地方公共団体の責務）及び松山市自殺対策基本条例第8条（松山市自殺対策基本計画の策定）の規定に基づき、本市の状況に応じて策定するものです。
- (2) 本計画は、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、松山市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、「第6次松山市総合計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画とも連携を図るものです。

1-3 計画の推進体制

(1) 松山市自殺対策推進委員会

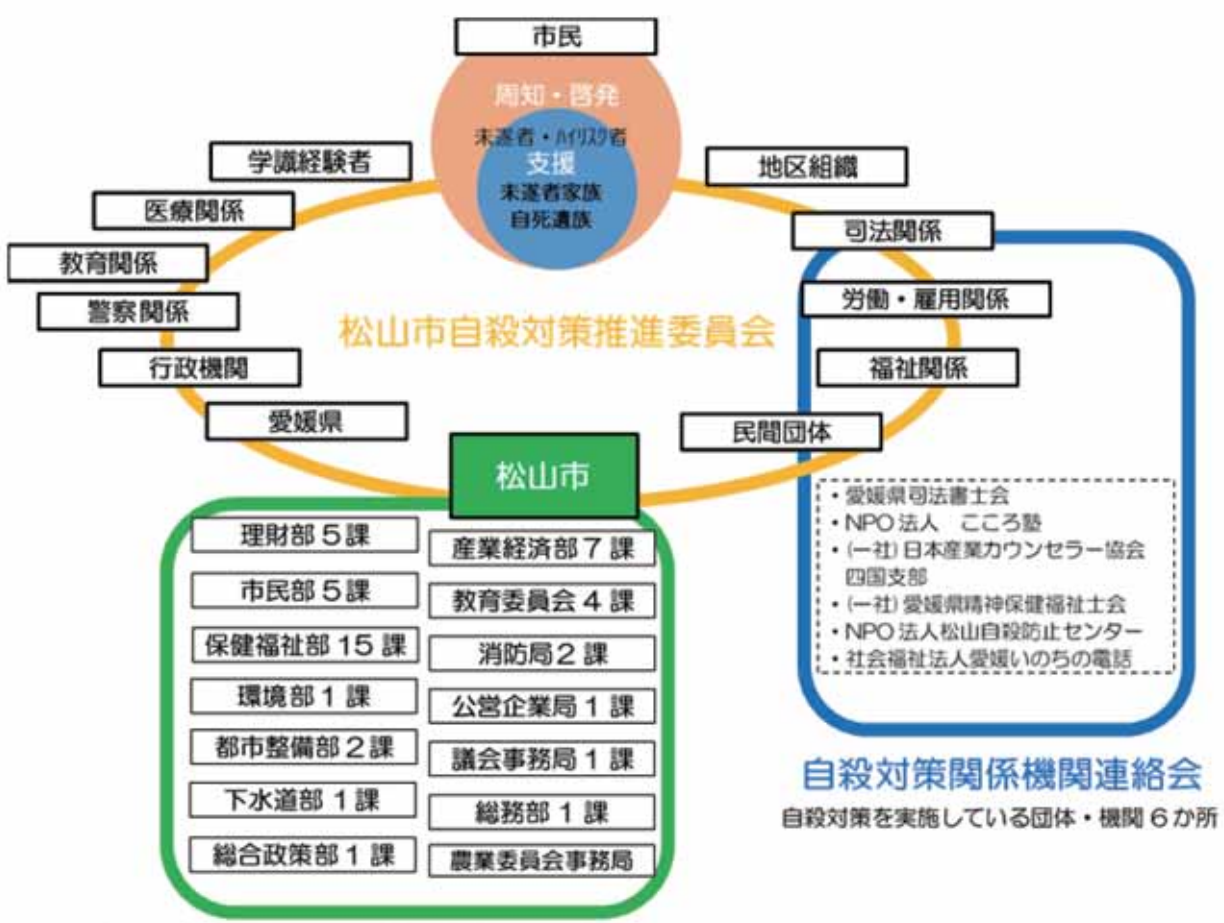
自殺対策に社会全体で取り組むため、行政、民間団体、有識者及び市民などで構成する委員会を設置し、多方面からの専門的な意見や情報を取り入れ、関係機関などと緊密な連携の下で自殺対策を推進します。

(2) 松山市自殺予防対策庁内担当者会

松山市の市民サービスを行う課などを中心に、本市の自殺の現状や自殺対策に関する正しい知識を習得するとともに、各課の相談窓口などと情報共有を図り、庁内ネットワークを構築することで、自殺対策を推進します。

(3) 自殺対策関係機関連絡会

自殺対策に取り組む関係機関などとの連絡会を開催し、市の自殺対策の検討や技術援助の協力を得て、自殺対策に関する施策を具体的に推進します。



松山市自殺予防対策庁内担当者会

市民サービスを行う課を中心とした 47 課

図 1. 松山市自殺対策基本計画の推進体制 (令和 2 年 3 月時点)

1-4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5カ年

1-5 計画の進行管理と評価

第2次松山市自殺対策基本計画を着実に推進するために、松山市自殺対策推進委員会で、計画の進行管理・評価を行います。計画の実施期間中に、計画の進行状況を確認評価し、最終年度には、施策の推進に反映させるため最終評価を行います。

なお、計画の進行に当たっては、PDCAサイクルに基づき、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し行うことによって、定期的に計画の進行状況を把握し、状況に応じて自殺対策に対する取組を改善しながら、計画を推進していきます。

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
計画策定	進行管理・評価				最終評価のための調査	最終評価及び計画改定

図2. 第2次松山市自殺対策基本計画の進行管理と評価の時期

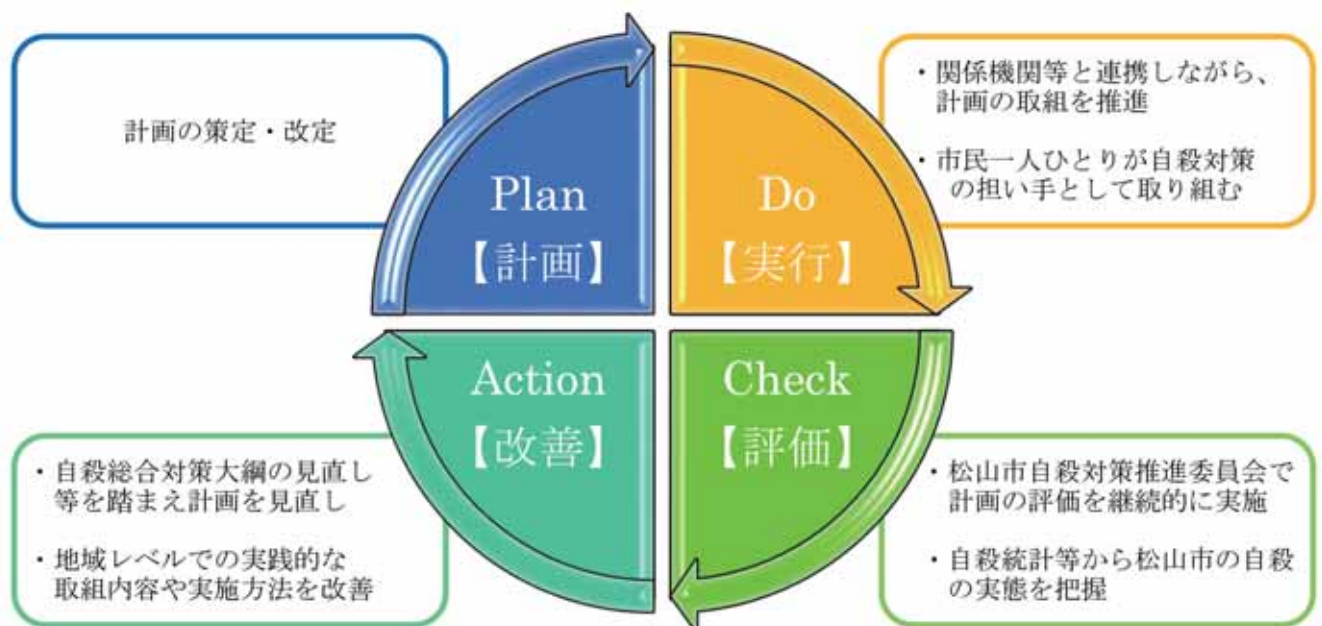
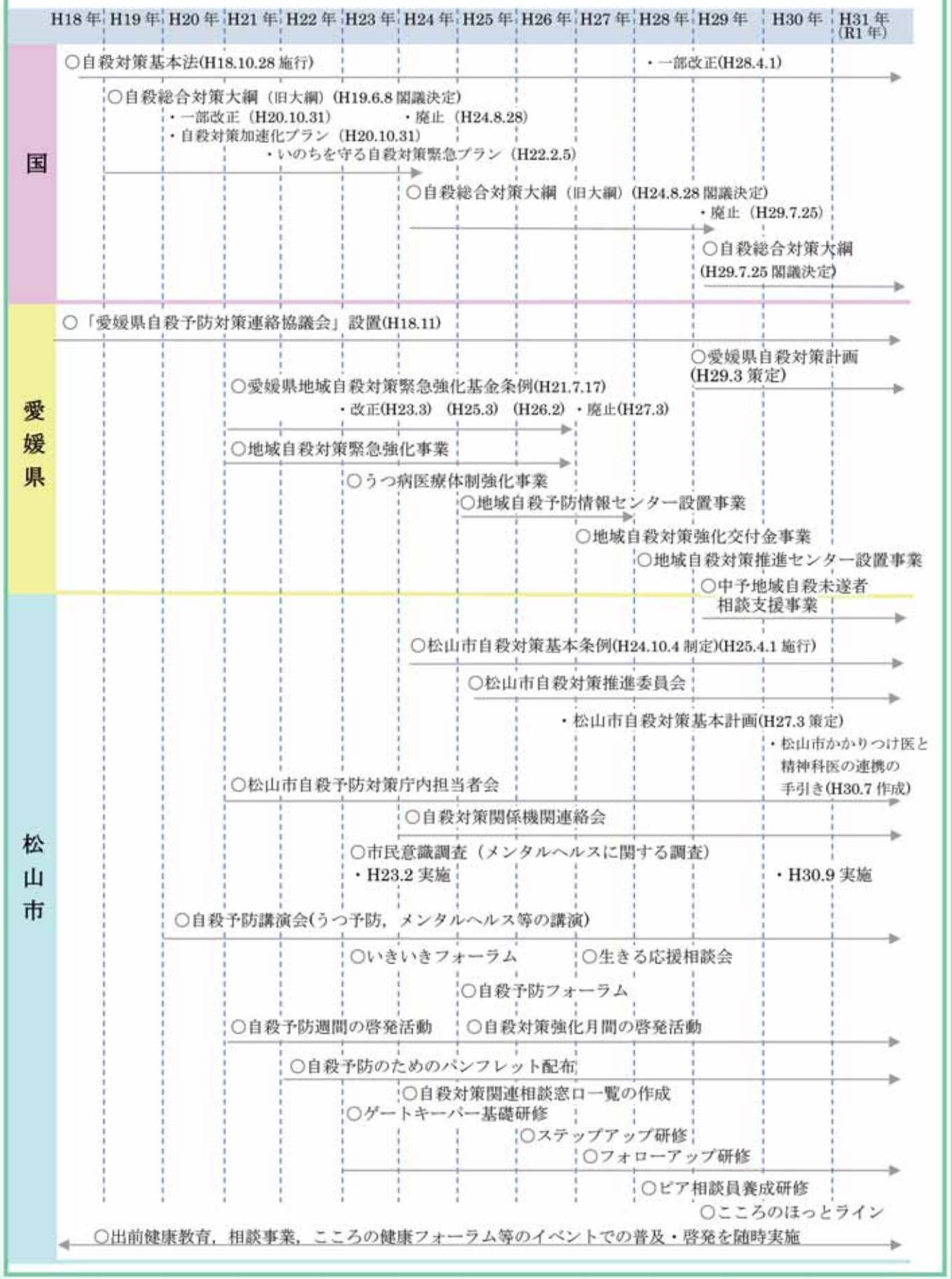


図3. PDCAサイクルのイメージ

コラム1 ~これまでの自殺対策の取組は?~

自殺対策に関する行政の取組の経緯



統計分析上の数値の差異について

松山市の自殺の現状を分析するために、厚生労働省「人口動態統計」及び警察庁「自殺統計」の2つの統計資料を用いています。

厚生労働省「人口動態統計」は自殺者数や自殺死亡率の年次推移を分析するために使用し、警察庁「自殺統計」は、自殺者の職業、原因・動機などの分析をするために使用しています。2つの統計資料は集計方法が異なるため、自殺者数及び自殺死亡率の数値に差異があります。

2-1 厚生労働省「人口動態統計」から分かる現状

(1) 自殺者数の年次推移

平成17年の合併以降の松山市の自殺者数は、平成19年の143人をピークに、その後は減少傾向にあり、平成30年は86人となっています。

また、女性よりも男性の自殺者数が1.5～2倍以上多い傾向になっています。

男性の自殺者数は、平成19年に111人と最も多く、その後は概ね減少し、平成30年は、57人となっています。

一方、女性の自殺者数は、平成20年に42人と最も多く、平成30年には29人となっています。

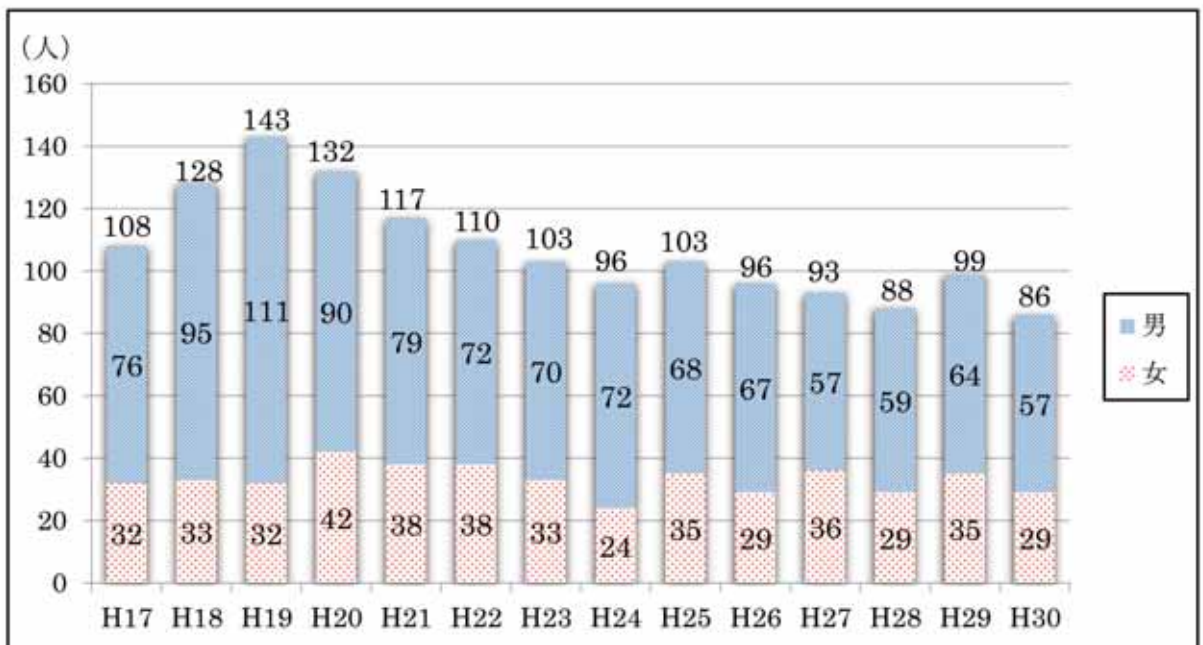


図4. 松山市の自殺者数の年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」より松山市作成

(2) 自殺死亡率の年次推移と全国・愛媛県との比較

松山市の自殺死亡率は平成 19 年をピークに、その後は減少傾向にあります。平成 30 年は全国・愛媛県より高い 16.8 となっています。

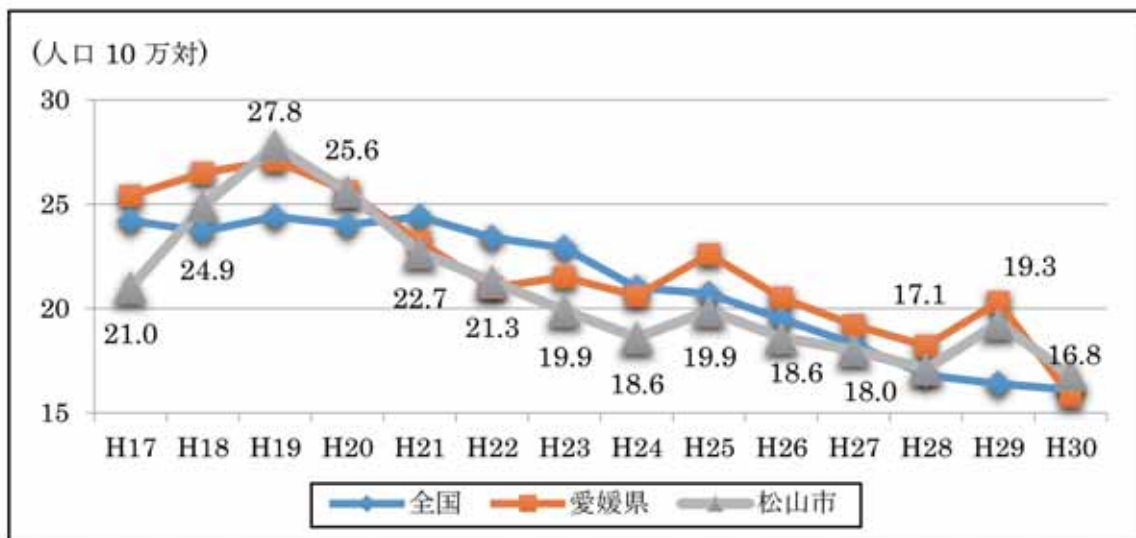


図 5. 松山市の自殺死亡率の年次推移と全国・愛媛県との比較

資料：厚生労働省「人口動態統計」より松山市作成

<自殺死亡率>

人口 10 万人当たりの自殺者数。人口規模の違う集団の比較をするために使用する指標。

自殺で亡くなる方は、交通事故で亡くなる方(※)よりも多い。

※松山市の平成 30 年の交通事故死者数：15 人
(平成 30 年版松山市交通白書より)



(3) 年代別性別の自殺者数

平成 26 年から平成 30 年の 5 年間の合計の自殺者数は 462 人となっています。年代別では、30～60 歳代が多く、男女とも 40 歳代が最も多くなっています。

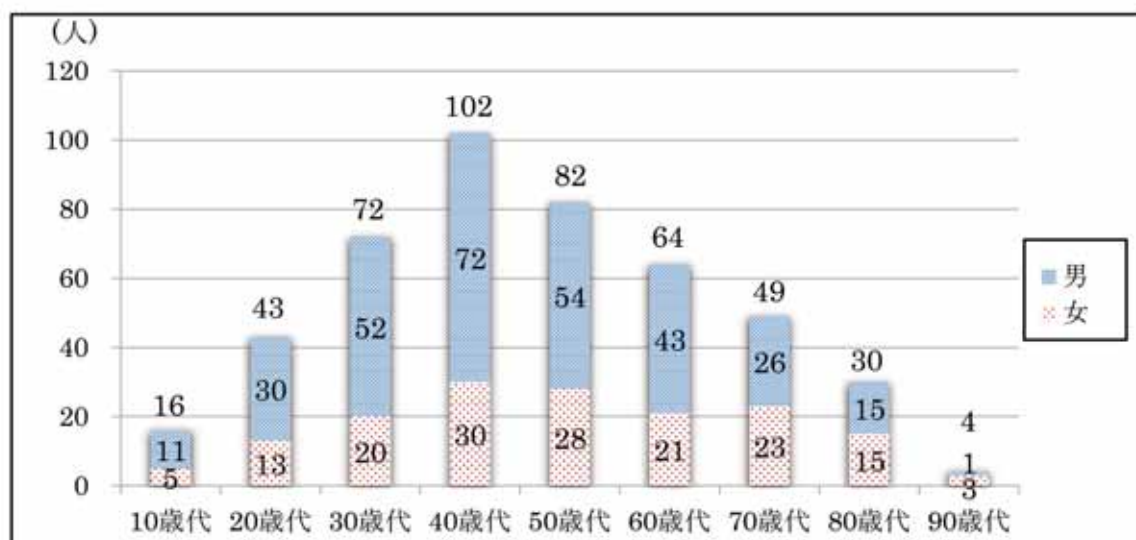


図 6. 松山市の年代別性別自殺者数(平成 26～30 年)

資料：厚生労働省「人口動態統計」より松山市作成

(4) 平成 24～25 年と 29～30 年の年代別平均自殺死亡率の比較

平成 24～25 年と平成 29～30 年の年代別平均自殺死亡率を比較すると、10 歳代、30 歳代、40 歳代を除く年代で平均自殺死亡率が低下しています。特に、20 歳代の平均自殺死亡率の低下が顕著に表れています。一方で、10 歳代、30 歳代、40 歳代の平均自殺死亡率は増加しており、全国と比べても高くなっています。

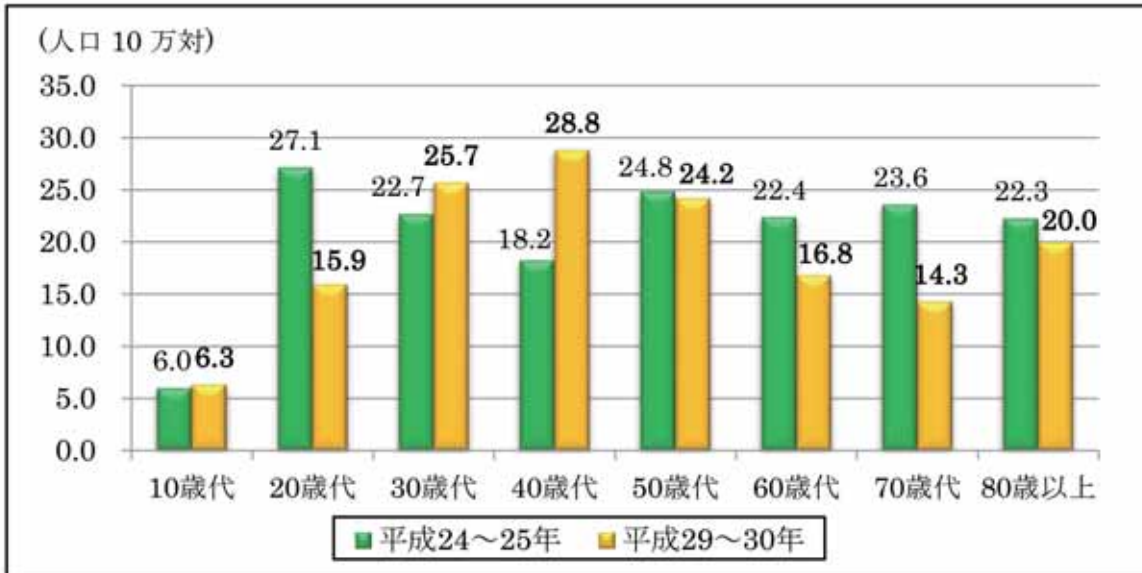


図 7. 松山市の年代別平均自殺死亡率の(平成 24～25 年)と(平成 29～30 年)の比較

資料：厚生労働省「人口動態統計」より松山市作成

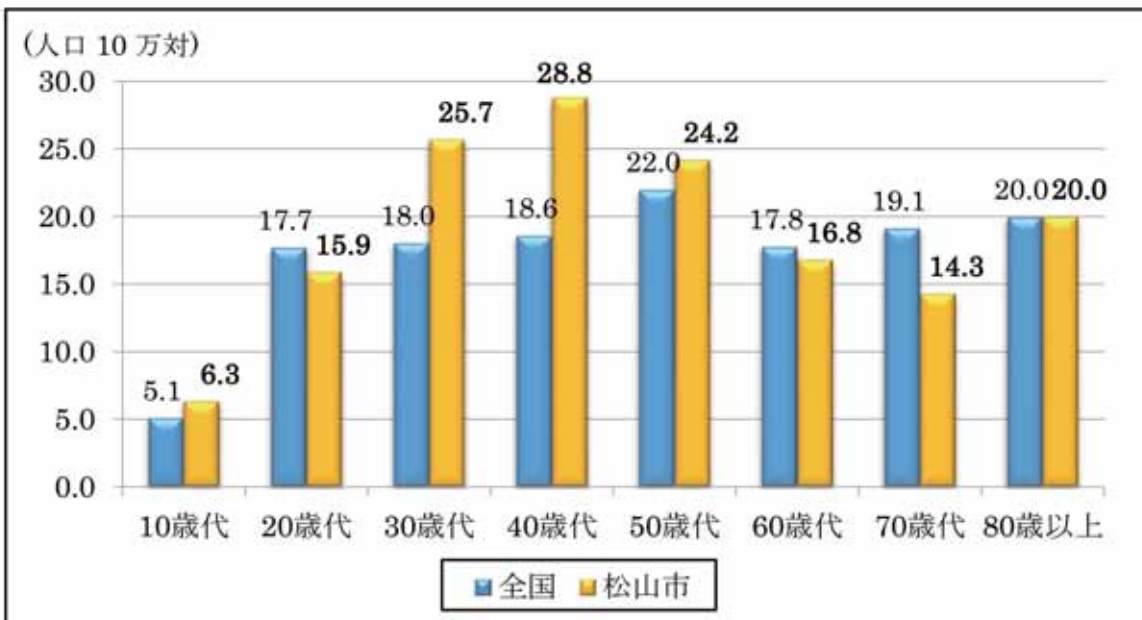


図 8. 松山市の年代別平均自殺死亡率(平成 29～30 年)と全国との比較

資料：厚生労働省「人口動態統計」より松山市作成

※平均自殺死亡率：(各年の自殺死亡率の和)÷2

※松山市の自殺死亡率の計算には各年の 10 月 1 日時点での松山市の住民基本台帳登録人口を使用しています。

2-2 警察庁「自殺統計」から分かる現状

(1) 自殺者の職業分類別構成割合

平成 26～30 年の自殺者の職業分類別構成割合は無職者が 60.8%と最も多く、次いで被雇用・勤め人が 32.9%、自営業・家族従事者が 4.7%、不詳が 1.6%となっています。女性は、男性よりも無職者の構成割合が高くなっています。

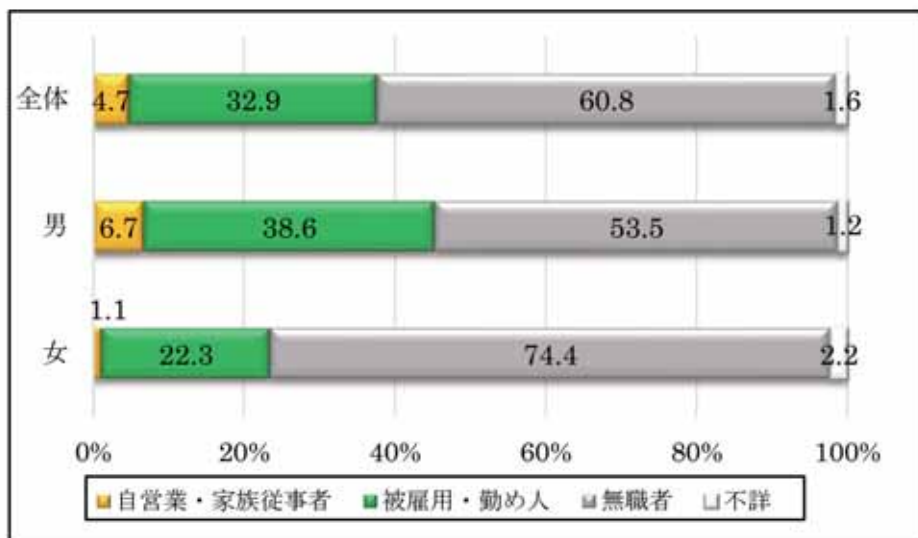


図 9. 松山市の自殺者(平成 26～30 年)の職業分類別構成割合

資料：警察庁「自殺統計」より松山市作成

無職者

15 歳未満の子どもを除く、学生・生徒等、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者 等

◇ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違いとは？ ◇

<人口動態統計（厚生労働省）>

日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の場合は自殺以外と扱い、死亡診断書等の訂正報告が無い場合は自殺に計上されない。

<自殺統計（警察庁）>

総人口（外国人も含む）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時で計上。捜査等により自殺と判明した時点で原票を作成し、計上されている。

(2) 自殺者の原因・動機

平成 26～30 年の自殺者のうち原因・動機が明らかなものは、健康問題が 24.4% と最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっています。男女ともに健康問題が最も多くなっています。自殺の多くは複数の原因や背景があり、様々な要因が連鎖する中で起きるとされています。

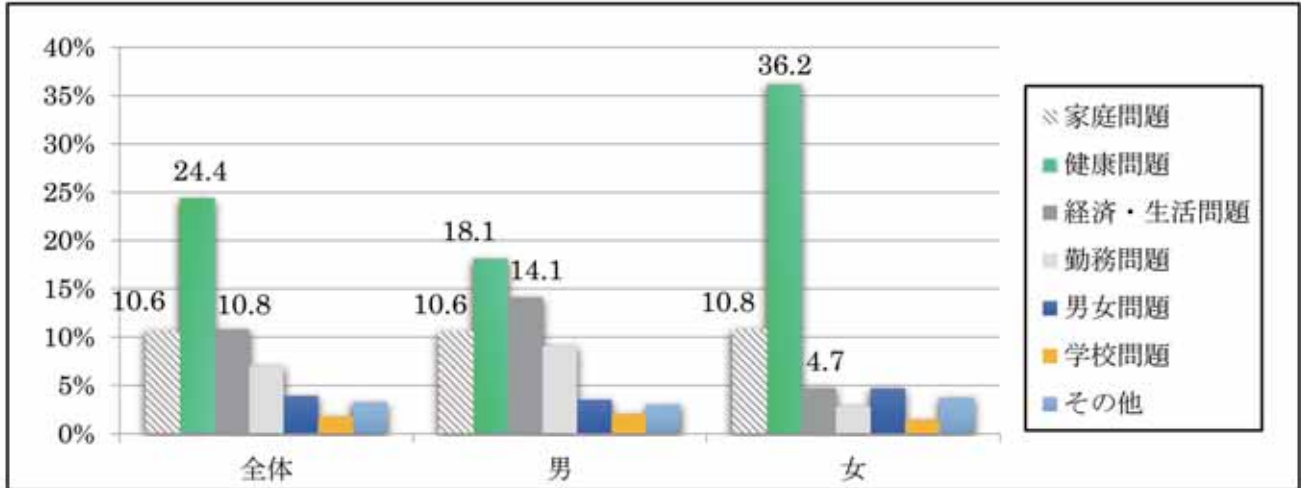


図 10. 松山市の自殺者(平成 26～30 年)の男女別原因・動機別割合

資料：警察庁「自殺統計」より松山市作成

※明らかに推定できる原因・動機を 3 つまで計上可能としており、重複もある（不詳の者を除く）

(3) 自殺者の自殺未遂歴の有無

平成 26～30 年の自殺者のうち過去に自殺未遂歴がある者は、全体の 17.9% です。また、男性よりも女性の方が自殺未遂歴がある割合が多くなっています。

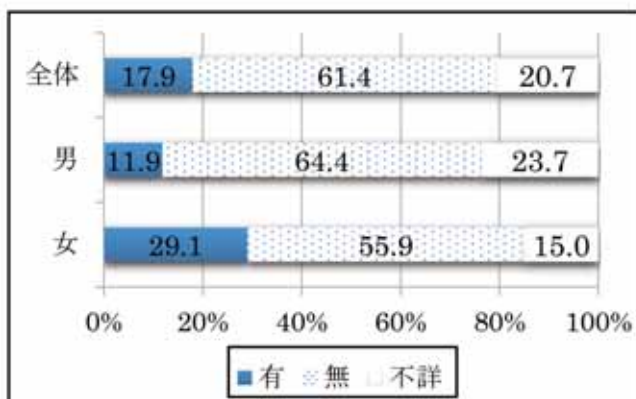


図 11. 自殺者(平成 26～30 年)の自殺未遂歴の割合
資料：警察庁「自殺統計」より松山市作成

(4) 自殺者の同居人の有無

平成 26～30 年の自殺者のうち同居人がいた者は、全体の 66.1% です。また、女性よりも男性の方が同居人がいる割合が多くなっています。

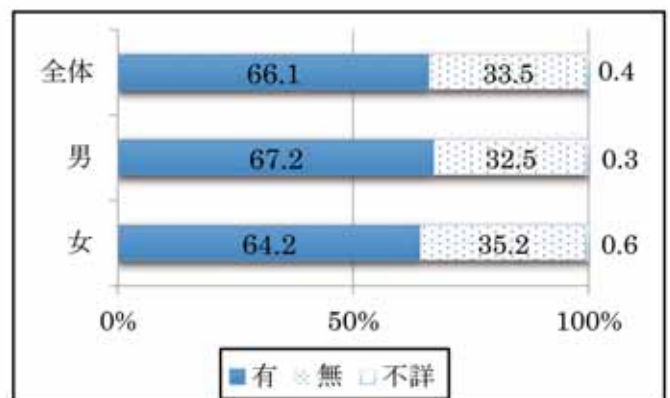


図 12. 自殺者(平成 26～30 年)の同居人の有無の割合
資料：警察庁「自殺統計」より松山市作成

2-3 メンタルヘルスに関する調査から分かる現状

松山市では、平成30年9月に松山市民を対象にメンタルヘルスに関する調査を実施しました。市内在住の20歳以上の3,000人を無作為に抽出し、1,373人(45.8%)の回答がありました。

(1) CES-Dを用いた抑うつ状態の重症度の評価

抑うつ状態の重症度の評価にCES-Dうつ病自己評価尺度を用いました。全体では、「正常」が65.9%、「軽いうつ状態」が15.1%、「中程度のうつ状態」が8.5%、「重症のうつ状態」が10.5%でした。性別による差はほとんどありませんが、年代別では30歳代、20歳代、40歳代の順でうつ状態と評価された割合が高くなっています。

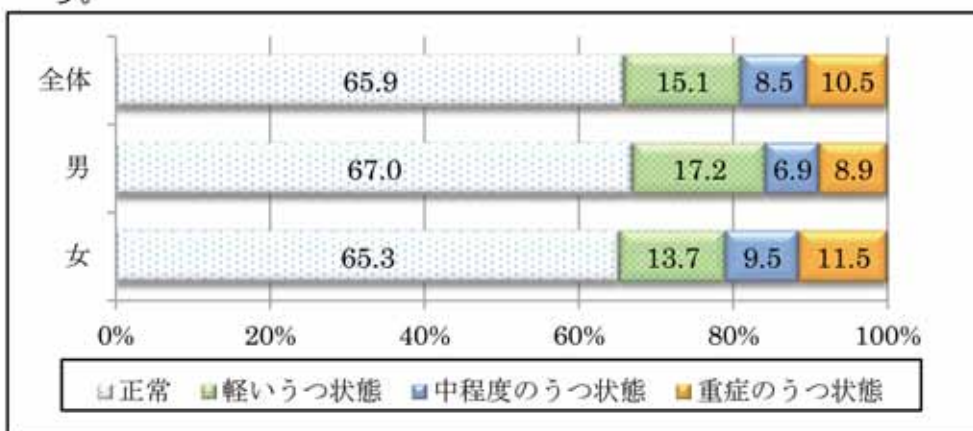


図13. 性別の抑うつ状態の重症度の構成割合

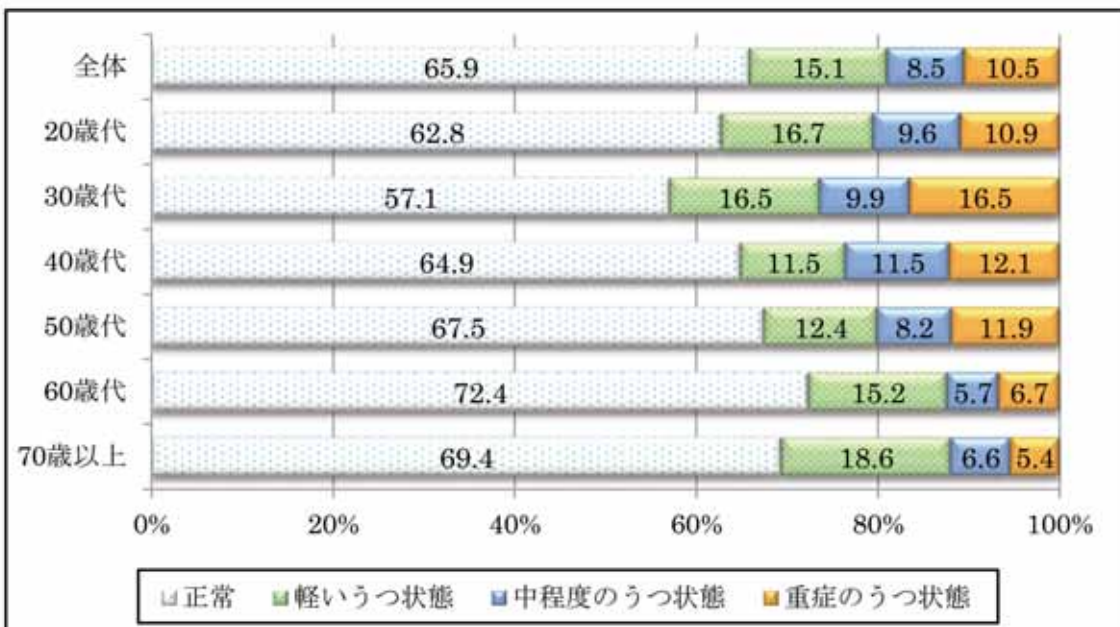


図14. 年代別の抑うつ状態の重症度の構成割合

<CES-Dうつ病自己評価尺度>

CES-D(セスディー)うつ病自己評価尺度は、米国の国立精神保健研究所で開発され、日本でも地域や職域など集団を対象にした研究や調査などで広く用いられています。20の質問項目によって、「正常」「軽いうつ状態」「中程度のうつ状態」「重症のうつ状態」の4つに分類しています。

(2) 自殺未遂と抑うつ状態の重症度との関係

過去1年以内に実際に自殺しようとしたことが「あった」と回答した人は、「重症のうつ状態」の割合が高くなっています。

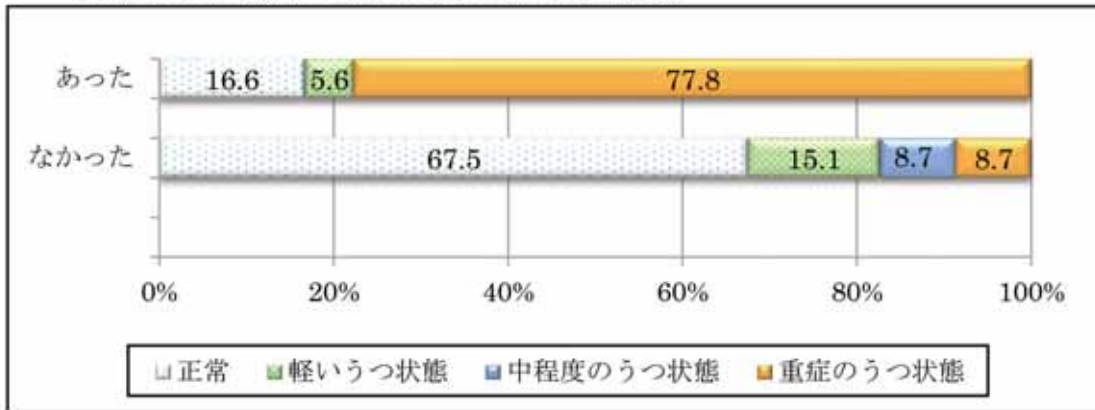


図 15. 自殺未遂有無別の抑うつ状態の重症度の構成割合

(3) 暮らし向きと抑うつ状態の重症度との関係

現在の暮らし向きを「苦しい」と感じているほど、うつ状態の割合が高くなっています。

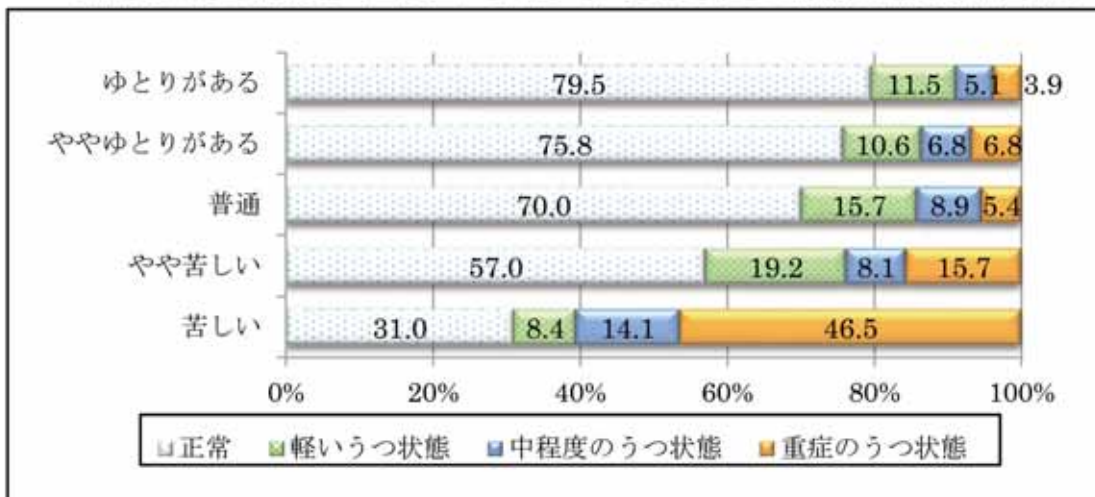


図 16. 現在の暮らし向き別の抑うつ状態の重症度の構成割合

(4) 日常生活での悩みやストレスと抑うつ状態の重症度との関係

悩みやストレスがある人は、ない人と比べてうつ状態の割合が高くなっています。

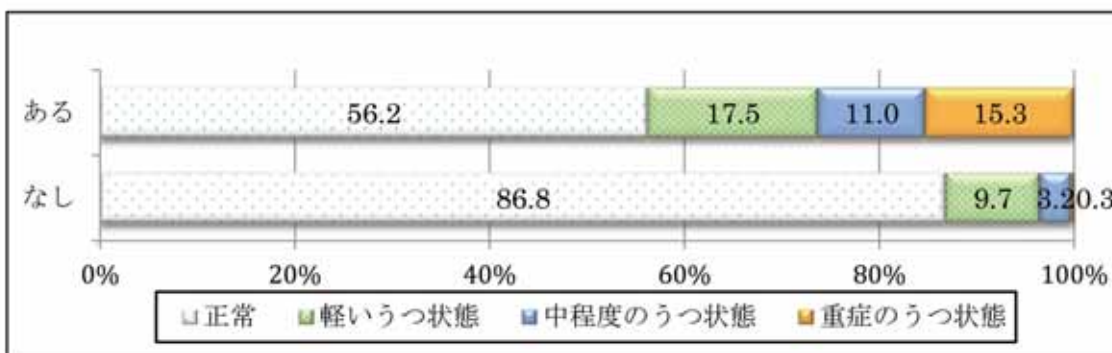


図 17. 悩みやストレス有無別の抑うつ状態の重症度の構成割合

(5) 過去1年以内に死にたいと思ったことがある人の現状

過去1年以内に死にたいと「頻繁に思った」「ときどき思った」と回答した人は、男性より女性の割合が高くなっています。年代別では「頻繁に思った」「ときどき思った」と回答した人は、20歳代17.6%、30歳代15.4%、40歳代17.7%と割合が高くなっています。

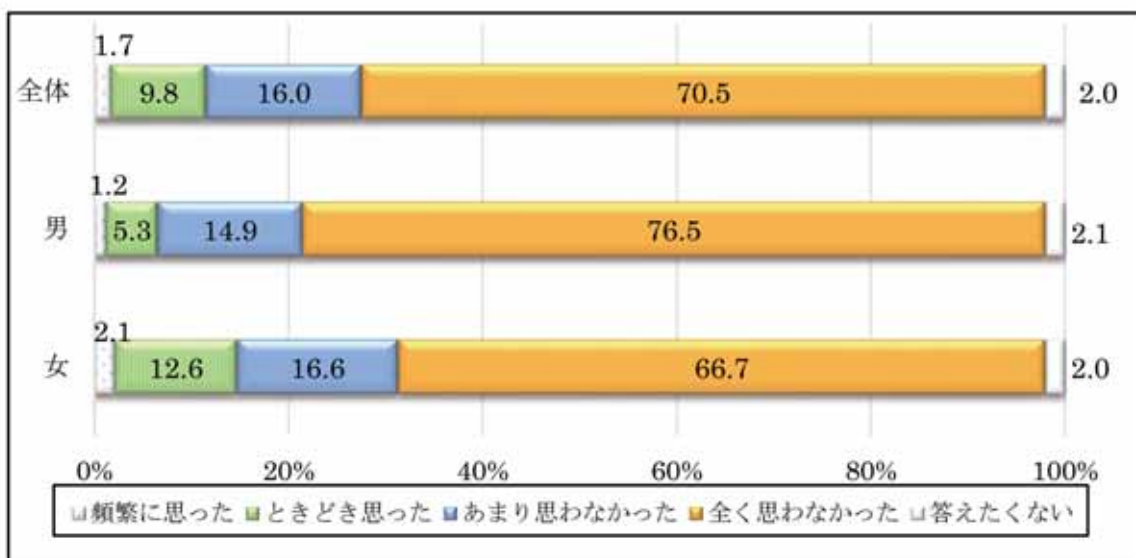


図18. 「1年以内に死にたいと思ったことがあるか」性別構成

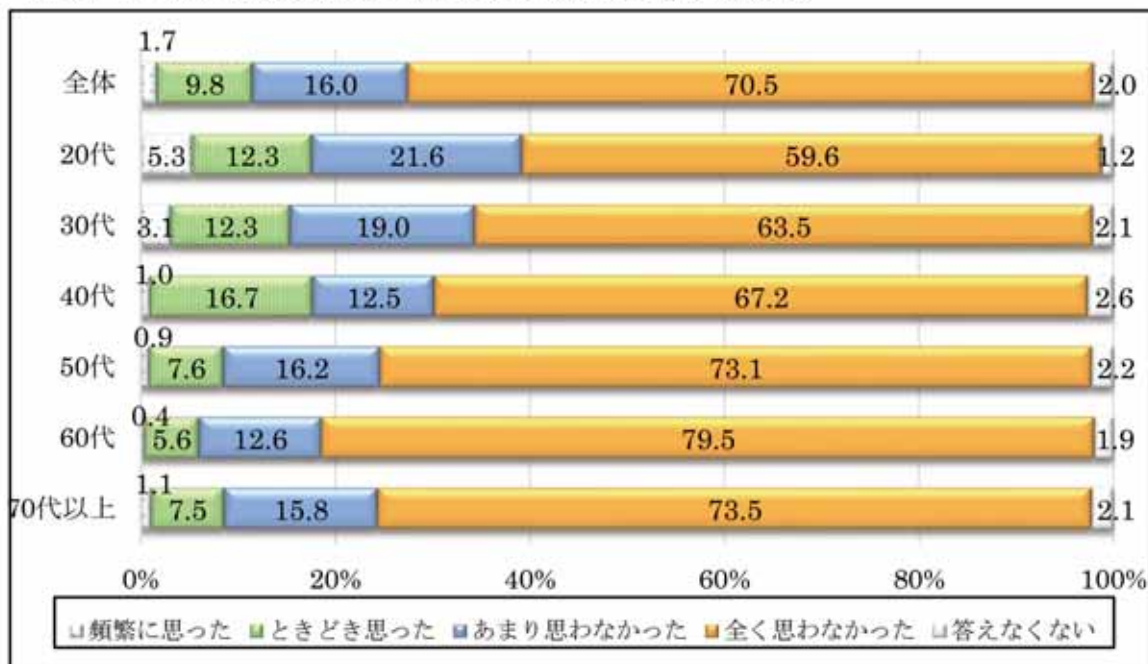


図19. 「1年以内に死にたいと思ったことがあるか」年代別構成

(6) うつ病が疑われる症状が2~3週間続いた時の対応と抑うつ状態の重症度との関係

うつ病が疑われる症状が2~3週間続いた時の対応として「精神科などを受診」と回答した人は、38.0%となっています。「かかりつけ医を受診」は29.1%、「精神科など以外を受診」は5.8%、「受診しない」は24.0%となっています。

また、うつ状態の人は、正常の人よりも「受診しない」と回答した割合が高く、「精神科などを受診」と回答した割合が低くなっています。

「受診しない」と回答した理由をみると「どこに受診したらよいかわからない」「治療しなくても、ほとんどは自然に治る」と回答した人が多くなっています。

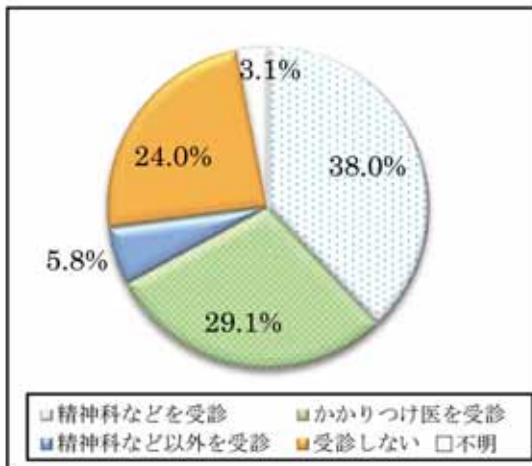


図 20. うつ病が疑われる症状が2~3週間続いた時の対応別の構成割合

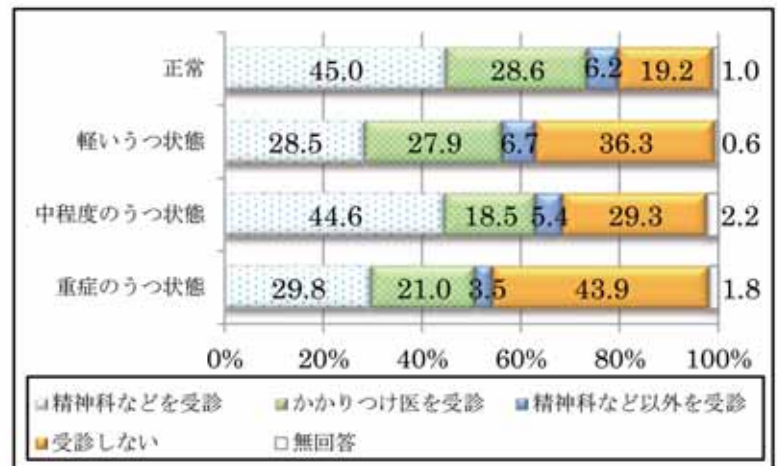


図 21. 抑うつ状態の重症度とうつ病が疑われる症状が2~3週間続いた時の対応の構成割合

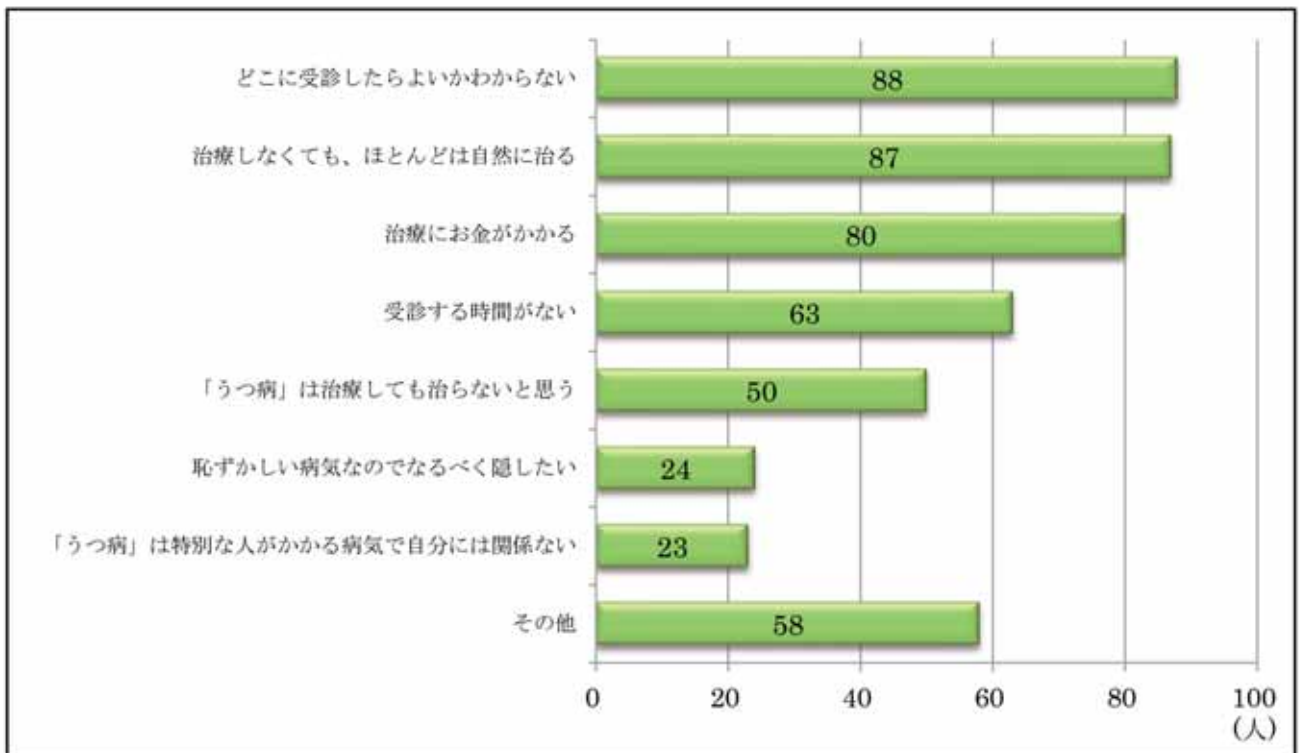


図 22. うつ病が疑われる症状が2~3週間続いた時に受診しないと回答した理由別の構成人数

(7) 悩みやストレスの相談状況と抑うつ状態の重症度との関係

悩みやストレスを日ごろ誰かに「相談している」と回答した人は、男性よりも女性の割合が高くなっています。「相談相手がわからない」「相談相手がいない」と回答した人は、20歳代女性、30歳代男性の割合が他の年代よりも高くなっています。「相談しない」と回答した人は、女性は年代が上がるにつれて高くなっており、男性は40歳代が全体で最も高くなっています。また、「相談相手がわからない」「相談相手がいない」と回答した人は重症のうつ状態の割合が高くなっています。

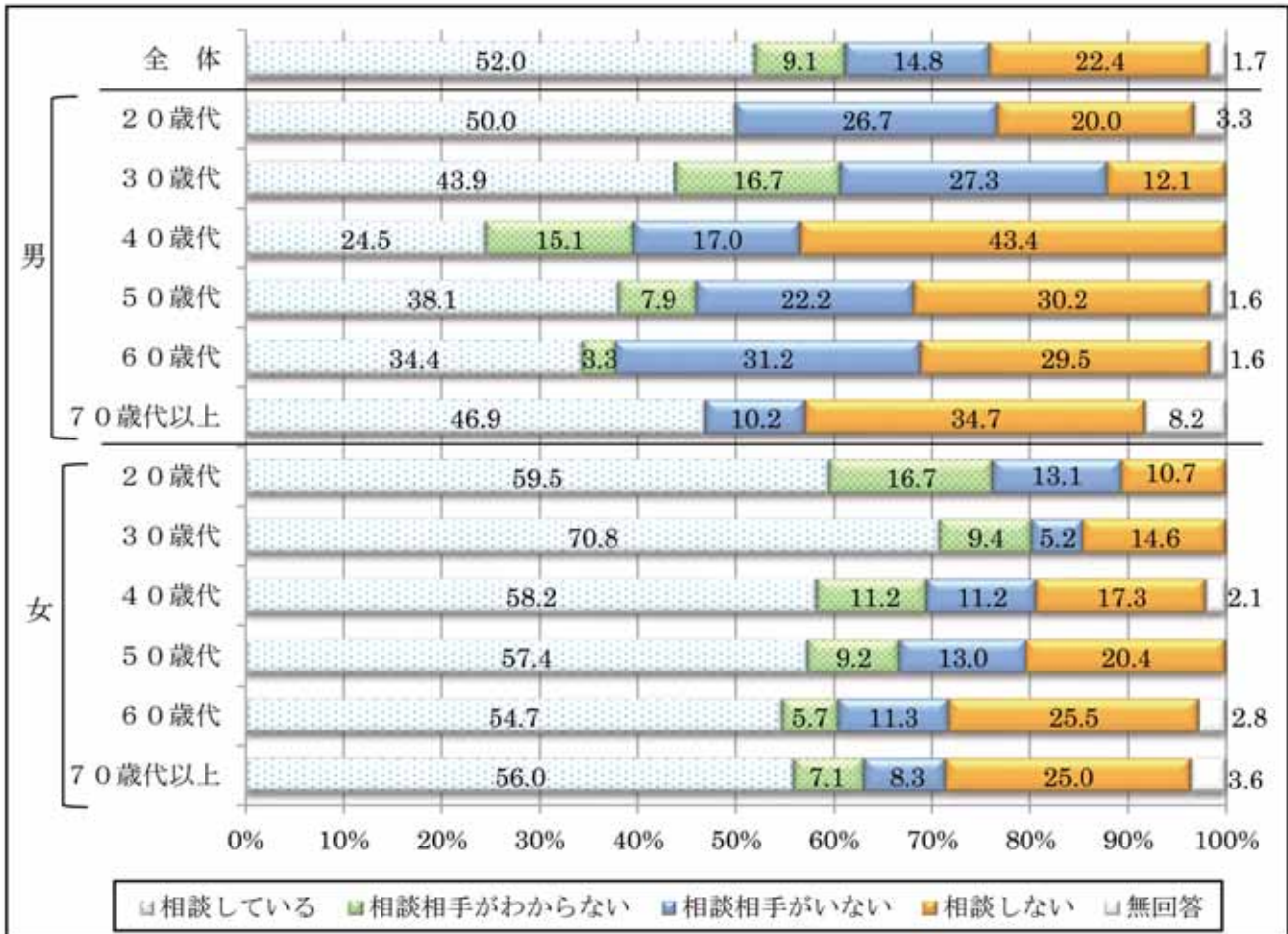


図 23. 性別年代別の悩みやストレスの相談状況の割合

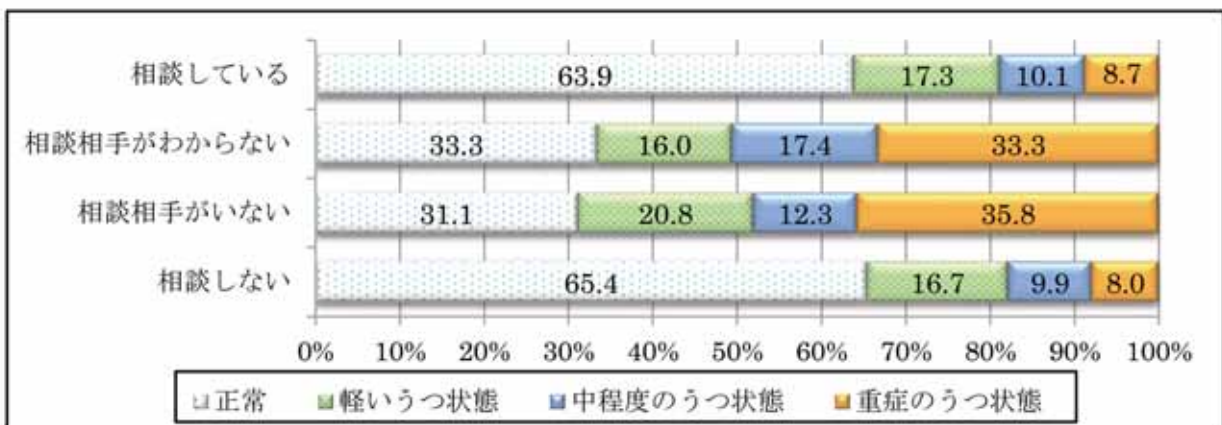


図 24. 悩みやストレスの相談状況別の抑うつ状態の重症度の構成割合

(8) 相談機関の認知度

相談機関の認知度はばらつきがあり、「よく知っている」「名前ぐらいは知っている」を合わせても最も多い機関で59.1%であり、少ない機関は、20%程度となっています。また、自由記載欄に「このような相談窓口があることを当アンケートで初めて知った」という意見が多数ありました。

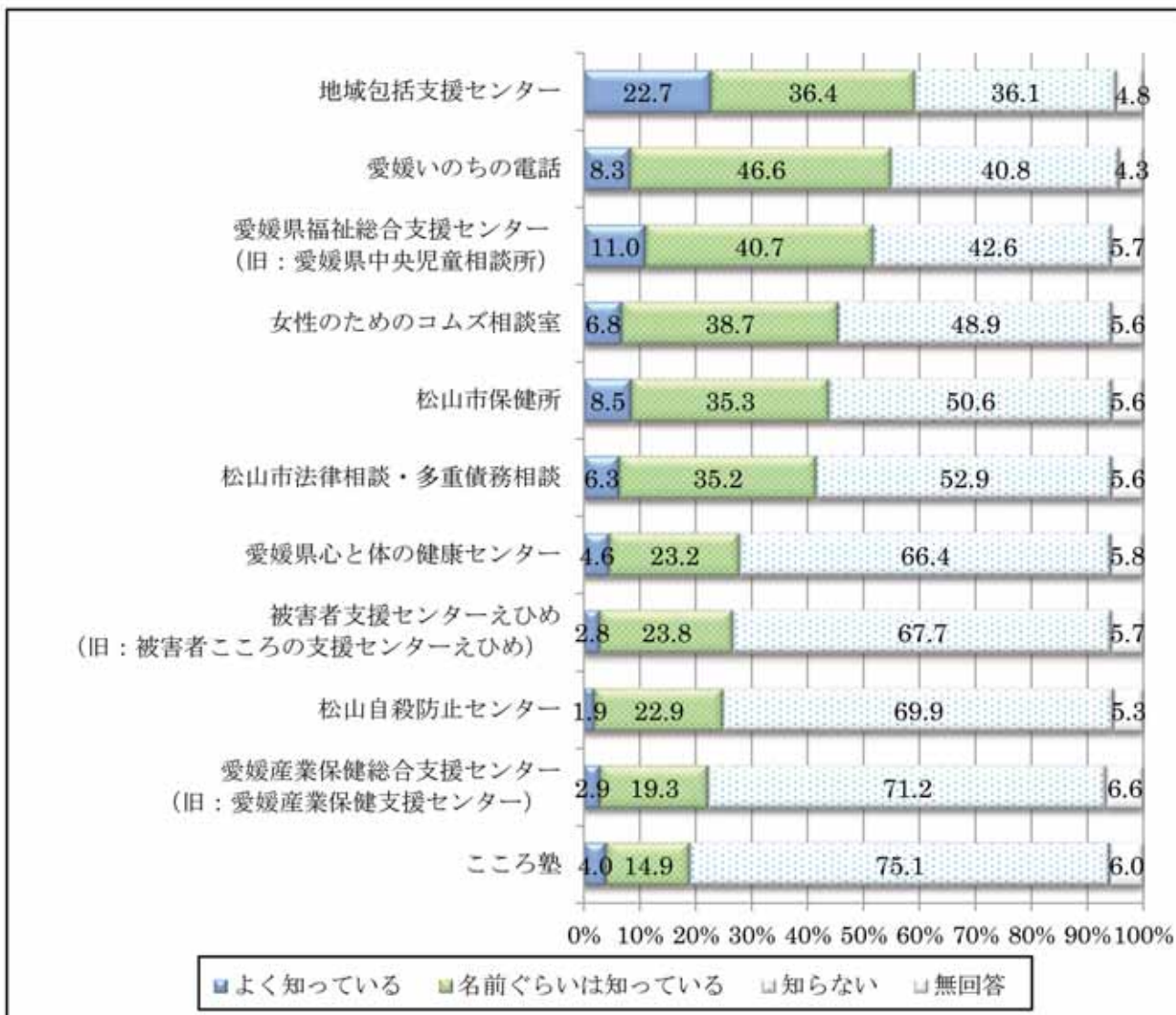


図 25. 相談機関別の認知度の割合

2-4 ゲートキーパー研修受講者数と受講後アンケートから分かる現状

(1) ゲートキーパー研修受講者数の推移

松山市では、平成23年からゲートキーパー研修を開催し、平成25年以降、毎年1,000人を超える人が新たにゲートキーパー研修を受講しています。平成30年までに、累計11,164人がゲートキーパー研修を受講しました。



図 26. ゲートキーパー受講者数の推移

(2) ゲートキーパー研修受講後アンケートから分かる受講者の理解度

ゲートキーパー受講後アンケートを実施したところ、研修の内容が「理解できた」と回答した人は、約60%から70%で推移しています。

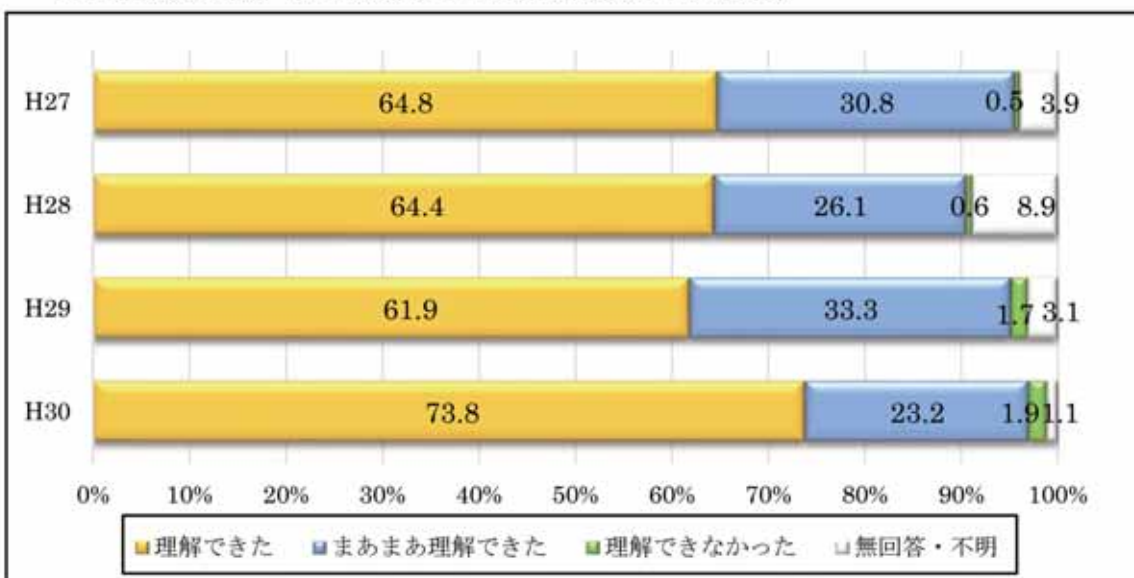


図 27. ゲートキーパー研修の内容の理解度の割合

松山市の自殺死亡率は、平成 19 年をピークに減少傾向にあります。しかし、10 歳代、30 歳代、40 歳代の自殺死亡率は増加傾向にあり、全国と比べても高い値となっています。このことから、若年者、働き盛りの年代に対し自殺対策の推進を強化する必要があります。

「メンタルヘルスに関する調査」の結果からは、年代が上がるにつれて悩み事を相談しなくなる傾向にあることが分かり、「相談相手がわからない」「相談相手がいない」と回答した人は重症のうつ状態である割合が高くなっています。また、相談機関の認知度も十分ではないことが分かったため、相談機関のさらなる周知・啓発及び関係機関との連携が必要です。

自身がうつ病を疑う時の医療機関受診については、「どこに受診をしたらよいのかわからない」ことや、「治療しなくても自然に治る」という間違った認識があることから、うつ状態にある人ほど、精神科・心療内科への受診を選択する割合が低くなっています。このことから、うつ病に関する正しい知識の周知・啓発の徹底が必要です。さらに、かかりつけ医などと精神科・心療内科医が連携して、適切な医療に繋げる体制整備が必要です。

自殺者のうち自殺未遂歴がある人が 2 割近くいることから、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないように、自殺未遂者に対する継続的な支援が重要です。

また、ゲートキーパー研修では、松山市自殺対策基本計画の数値目標を超える受講者を確保しましたが、研修後のアンケートでは理解度に課題があるため、研修内容の見直しや実施方法の改善が必要です。

市民それぞれが自殺は身近な問題であることを認識し、正しい知識を持ち、自身の心の健康づくりに関心を持つことが大切です。

第 2 次松山市自殺対策基本計画では、こうした松山市の現状や課題を踏まえ、とうてい、自殺対策に関する具体的な取組を推進していきます。

コラム2 ゲートキーパーと自殺のサイン

ゲートキーパーとは…

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。話をよく聴き、一緒に考えてくれるゲートキーパーがいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。



気づき…家族や仲間の変化に気づく

大切な人の様子が「いつもと違う」場合、何か悩みを抱えているかもしれません。生活等の「変化」は悩みの大きな要因となります。



声かけ…一步勇気を出して声をかける

本当につらい時は相談しにくいものです。声をかけることで、気づいてもらえたという安心感が生まれます。



傾聴…本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

心配していることを伝え、相手の気持ちを否定せず受け止めましょう。安易な激励は逆効果になることもあります。



つなぎ…早めに専門機関に相談するよう促す

必要に応じて、丁寧に専門機関の情報提供をしましょう。可能であれば、相談者の了承を得た上で、連携先に連絡を取りましょう。



見守り…温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

つないだ後も、必要があれば相談にのることを伝え、見守りましょう。問題の解決には時間がかかりますが、誰かが気にかけてくれることで安心します。

自殺のサイン（自殺予防の10か条）

1. うつ病の症状に気をつける
（気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続くなど）
2. 原因不明の身体の不調が長引く
3. 酒量が増す
4. 安全や健康が保てない
5. 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
6. 職場や家庭でサポートが得られない
7. 本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産）を失う
8. 重症の身体の病気にかかる
9. 自殺を口にする
10. 自殺未遂におよぶ

（資料：厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」より）

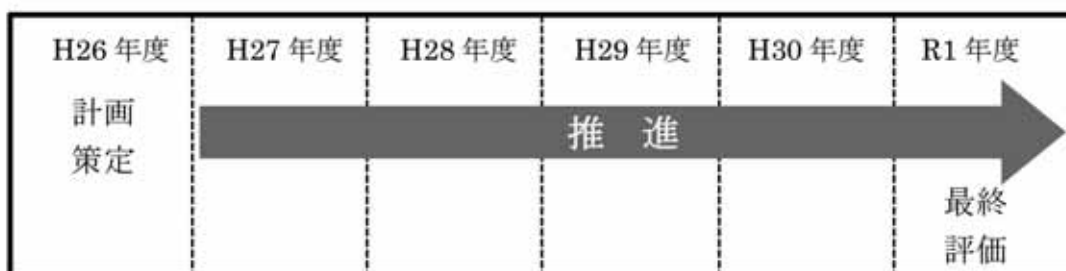


松山市自殺対策推進キャラクター
「リスにん」

3-1 第1次松山市自殺対策基本計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から令和1年度までの5カ年



(2) 自殺対策の3つの基本的な考え方

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
2. 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題
3. 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

(3) 自殺対策の8つの方針

1. 自殺に関する調査・研究の推進
2. 自殺に関する市民の理解の推進
3. 自殺対策に関する人材の確保・育成
4. 心の健康づくりの相談体制の整備・充実
5. 医療機関との連携の確保
6. 自殺発生回避のための社会的取組の推進
7. 自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援
8. 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

3-2 第1次松山市自殺対策基本計画の取組と評価

平成27年3月に策定した第1次松山市自殺対策基本計画は、自殺対策基本法及び松山市自殺対策基本条例の規定に基づき、松山市の現状に応じて推進しました。

計画期間の終期を迎えることから、平成27年度から令和1年度までの5年間の取組の評価を行います。

【評価にあたっての注意点】

第1次松山市自殺対策基本計画の最終評価は、令和2年度に改めて令和1年度の実績値を用いて行います。

ただし、第2次松山市自殺対策基本計画からは、計画期間終了年度の前年度の実績値を用いて、最終評価を行うこととします。



(1) 具体的な数値目標の状況

計画策定時数値目標		現状	結果
1. ゲートキーパー養成	平成25年度までの受講者累計3,027人を平成31年度までに9,000人へ (ゲートキーパー研修受講者を1,000人/年)	平成30年度までの受講者累計：11,164人	達成
2. 自殺死亡率の減少	平成17年松山市自殺死亡率21.0を平成31年に15.8へ(25%減) (※厚生労働省人口動態統計)	平成30年 松山市自殺死亡率16.8	-
3. 悩みを相談できる人の割合の増加	平成23年 男性:52.9% 女性:67.8%を平成31年 男性:60.0% 女性:75.0%へ (※松山市健康増進計画の数値目標)	男性：39.8% 女性：60.1% (H30.9メンタルヘルスに関する調査結果)	未達成
4. メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合の増加	平成25年90.9%を平成31年に100%へ (50人以上の従業員のいる事業所) (※平成25年度労働衛生自主点検結果(松山労働基準監督署)にて回答があった事業所に対する割合)	平成26年改正の労働安全衛生法により、現在は従業員50人以上の事業所に「ストレスチェック」が義務付けられている。	
5. 必要時に精神科を受診する割合の増加	平成23年35.2%を平成31年に50%へ (※メンタルヘルスに関する調査でうつ病が疑われる時の対処法として「精神科、心療内科を受診する」と回答した割合)	38.0% (H30.9メンタルヘルスに関する調査結果)	未達成
6. いじめの認知件数に対する解消件数割合の増加	平成25年97.2%を毎年度100%へ (※市立小中学校の月次いじめ実態調査)	平成26年度：99.5% 平成27年度：99.8% 平成28年度：99.9% 平成29年度：99.9% 平成30年度：99.9%	未達成

(2) 8つの方針についての取組と評価

方針	取組	評価
1. 調査・研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計による松山市の自殺者数、原因・動機等の分析 平成 28 年～29 年度に自殺未遂者の実態把握調査 平成 30 年度に市内在住の 20 歳以上の方から無作為抽出した 3,000 人を対象に「メンタルヘルスに関する調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計、自殺未遂者の実態把握調査、メンタルヘルスの関するアンケート調査から現状を把握しました。 ⇒統計データや調査結果の分析から明らかにした自殺の実態を、自殺の予防につなげていくことが必要です。
2. 市民の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間に街頭キャンペーンを実施 自殺対策強化月間に広報誌、市政広報テレビ、ラジオで周知啓発 平成 27 年度～自殺対策強化月間に中央図書館で図書展示を実施 学校を通じて児童・生徒、保護者向けの啓発 平成 28 年度～中学 3 年生用啓発冊子、平成 29 年度～小学 1 年生用絆創膏、保護者用啓発リーフレット、平成 30 年度～高校 3 年生用相談窓口のリーフレットを作成、配布 平成 28 年度～乳幼児の保護者向けの啓発リーフレットを作成、配布 平成 28 年度～大学祭で若年世代に周知啓発 メンタルヘルス講座、出前健康教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会をとらえて周知啓発を行い、特に若年層の啓発に力を入れました。 「リスにん」を活用した絆創膏・ポケットティッシュ・リーフレット・シール等を、年齢に応じ工夫して作成し、周知しました。 ⇒自殺予防週間と自殺対策強化月間だけではなく、年間を通じて周知啓発し、市民の理解の促進に努めることが必要です。
3. 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパーの養成 平成 23 年度～「ゲートキーパー基礎研修」開催 平成 26 年度～スキルアップを目指す「ゲートキーパーステップアップ研修」開催 平成 27 年度～支援者のセルフケアを取り入れた「ゲートキーパーフォローアップ研修」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ゲートキーパー基礎研修は市民、学生、市職員全員、企業で働く方、介護関係、教職員、警察職員等対象を年々拡大して研修を実施しました。 基礎研修は平成 30 年度までに累計 11,164 人が受講し、計画の目標値を達成することができました。 基礎研修実施後のアンケート結果では、「理解できた」と回答した人が 75%程度でした。 ⇒受講者は増えていますが、さらに理解度を向上させるための研修内容の見直しが必要です。
4. 相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 年間通して保健師、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施 精神障がいのある方の家族等を対象とした「精神障がい者家族相談事業」を実施し、孤立しがちな家族等の悩みに、家族相談員が対応 市内の南北に設置している松山市障がい者地域相談支援センターで、相談支援専門員等による相談や訪問等の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族からのうつなどの精神疾患に関する相談に個別に対応し、必要に応じて関係機関と連携し、問題解決に向けた支援ができました。 家族相談員が、身近な立場で相談に応じ、不安等の解消に努めました。また、障がいのある方や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な援助・支援を実施しました。

方針	取組	評価
5. 医療機関との連携確保	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度～かかりつけ医と精神科の連携の検討を開始 かかりつけ医へのアンケート調査、精神科医との連携強化のための講演会を開催、自殺対策推進委員会医療部会で検討 平成 30 年度「かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」作成し、医療機関等に配布 かかりつけ医と精神科医の連携のための講演会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市内等の医療機関 541 施設、関係機関 6 団体に配布しました。 ⇒ 今後は手引きの活用状況についての把握と、かかりつけ医と精神科医の連携体制の充実が必要です。
6. 自殺発生回避のための社会的取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度～専門職による「生きる応援相談会」を開催 平成 29 年度～生きる応援相談事業を開始 精神保健福祉士による夜間電話相談「こころのほっとライン」、平成 30 年度～精神障がいの当事者であるピア相談員による昼間の電話相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士、司法書士、社会福祉士、保健師などの専門職が、ワンストップで様々な問題を抱える方の相談に対応することができました。 夜間の電話相談により、悩みを抱える方の夜間相談の機会が増えました。 ピア相談員が対応することにより、周囲から理解されにくい病気や感情を共有することができ、不安の解消につながりました。 ⇒ 必要な方が効果的に利用できるよう、引き続き周知方法の検討が必要です。
7. 未遂者、親族等支援	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度～中予地域自殺未遂者相談支援事業開始 二次救急を受診した自殺未遂者、家族に対し、医療機関が同意を得て、保健師が相談や訪問等の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の同意を得られる方は、少しずつ増加しています。個別支援の継続により、再び自殺を図ることを未然に防止しています。 ⇒ 救急の現場で対象者の同意を得るのが困難なため、今後も支援の必要性を医療機関に働きかけ、自殺未遂者や家族の同意を得るための方法を検討していきます。
8. 民間団体の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策に取り組む団体と関係機関連絡会を定期的に開催し、情報共有・意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡会を年に 2 回実施し、現場で活動・支援する関係者で情報交換、情報共有ができました。

4-1

松山市の自殺対策の8つの方針

自殺総合対策大綱の基本方針を踏まえ、松山市自殺対策基本条例に基づき、以下の項目を松山市の自殺対策の方針とします。

(1) 自殺に関する調査・研究の推進

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査研究等を推進し、自殺に関する情報を広く提供することによって、自殺の現状を踏まえ、より適切な対策を推進します。

(2) 自殺に関する市民の理解の推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であるが、その心情や背景が理解されにくいいため、様々な悩みを一人で抱え込むことなく誰かに援助を求めることができるよう、市民の理解の促進に努めます。

(3) 自殺対策に関する人材の確保・育成

自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門機関につなぎ、見守る役割を担う「ゲートキーパー」を確保・育成し、必要な知識の普及に努めます。

(4) 心の健康づくりの相談体制の整備・充実

自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進のための相談体制をさらに充実させます。

(5) 医療機関との連携の確保

医療の必要な方が早期に精神科や心療内科へ受診ができるよう、かかりつけ医と精神科医との連携にさらに努めます。

(6) 自殺発生回避のための社会的取組の推進

様々な問題に対応するため、精神科医療、保健、福祉、教育、労働、法律等が連携し、生きることの包括的な支援により自殺を防止するための取組を推進します。

(7) 自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援

自殺未遂者が再び自殺を図ることを防ぐため、救急医療機関や消防と連携し、適切な相談機関や精神科医療につなぎ、自殺未遂者や自殺者の親族等関係者への支援や必要な情報提供を行う取組を推進します。

(8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

民間団体の取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺対策を進めるうえで不可欠となっています。民間団体の活動を明確に位置づけ、当該活動に対する支援を行います。また、自殺対策関係機関の相談員などの能力向上とサポート体制の充実を支援します。

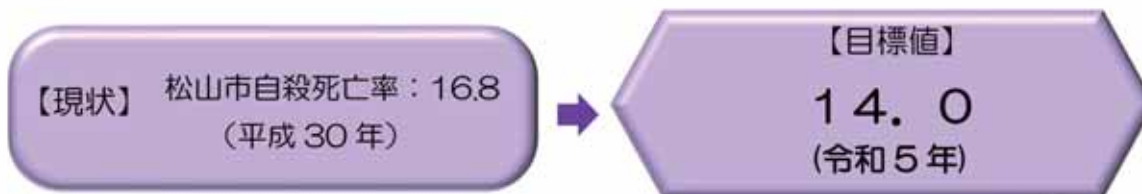
松山市の自殺の現状と課題から、以下の事項を強化して取り組みます。

課題	さらに強化する取組
若年層への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方に関する教育の推進 ・自己肯定感を高めるための関わりや教育 ・年齢に応じた啓発グッズを用いて自殺対策の普及啓発 ・学生、保護者、教員を対象としたゲートキーパーの養成
働き盛りの年代への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出前健康教育などによる、うつ病やアルコール依存症など、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発 ・企業を対象としたゲートキーパーの養成 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進及び産業保健活動との連携 ・あらゆる機会を利用した各相談窓口の周知徹底
市民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間に加え、年間を通して周知啓発の強化 ・出前健康教育などによる、うつ病など精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発 ・ゲートキーパーについての周知啓発の強化 ・あらゆる機会を利用した各相談窓口の周知徹底
うつ病など精神疾患の疑いのある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と精神科医の連携の強化 ・産後うつ病対策の充実 ・各種依存症への対応 ・あらゆる機会を利用した各相談窓口の周知の徹底
自殺未遂者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・再び自殺を図ることのないよう各相談窓口の周知 ・自殺未遂者に関わる警察、消防、救急医療機関と連携 ・適切な医療機関や相談先へ紹介 ・自殺未遂後のメンタルサポート
自殺対策に関わる人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種を対象としたゲートキーパーの養成 ・ゲートキーパー研修内容や実施方法の見直し及び対象者の拡大

これらの事項を第5章の取組に取り入れ、強化する取組は下線で表記しています。また、各相談窓口についてはP65「相談窓口一覧」を参照してください。

(1) 自殺死亡率の減少

自殺総合対策大綱の数値目標を考慮し、自殺死亡率 14.0 を目指します。



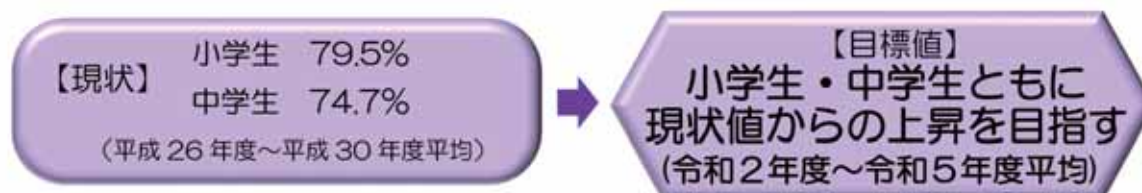
【参考となる指標】

<自殺総合対策大綱>

令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目標とする。※平成 27 年の松山市自殺死亡率：18.0

(2) 自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合の増加

全国学力・学習状況調査で、「自分にはよいところがある」と考える児童・生徒の割合の増加を目指します。



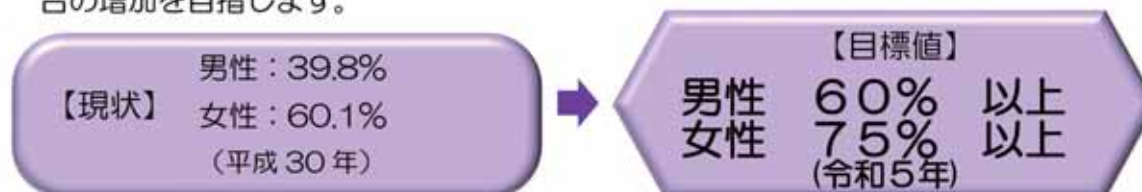
【参考となる指標】

<全国学力・学習状況調査>

学習意欲や学習方法、学習環境等に関する調査をするために、市内の小学校 6 年生・中学校 3 年生を対象に実施した調査

(3) 悩みやストレスを誰かに相談する人の割合の増加

メンタルヘルスに関する調査で、悩みやストレスを日ごろ誰かに「相談している」と回答する割合の増加を目指します。特に働き盛りの年代については、相談する割合の増加を目指します。



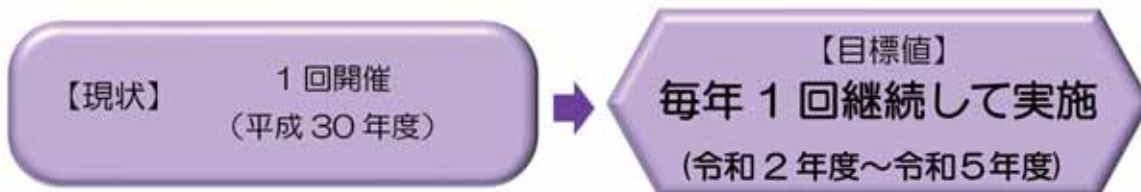
【参考となる指標】

<メンタルヘルスに関する調査>

本市の総合的な自殺対策の基礎資料とするため平成 30 年 9 月に実施した市民対象のアンケート調査

(4) 「松山市かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」を活用した研修会の開催

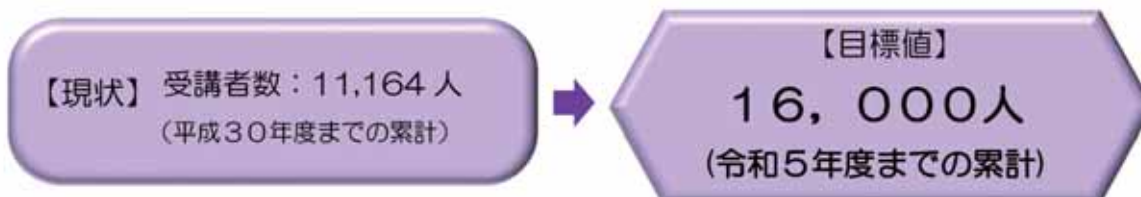
かかりつけ医と精神科医の連携の強化を図るために、「松山市かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」を活用した研修会を毎年開催します。



【参考となる指標】
平成30年7月に、「松山市かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」作成

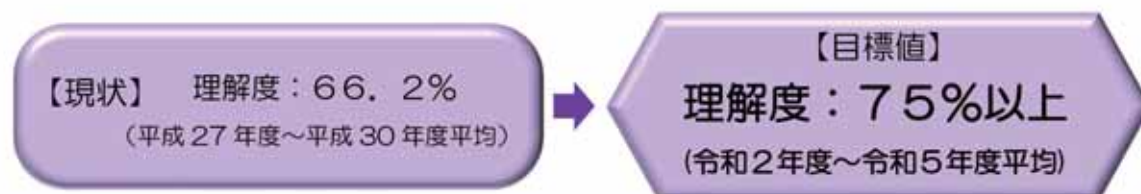
(5) ゲートキーパーの養成及び質の向上

① 自殺対策の担い手となるゲートキーパー研修の受講者を毎年1,000人以上確保することし、累計16,000人の受講を目指します。



【参考となる指標】
＜第6次松山市総合計画＞
令和4年度までに、受講者数累計14,000人となることを目標とする。

②ゲートキーパー研修の受講者に対して行うアンケートで、研修の理解度について「理解できた」と回答する割合の増加を目指します。



【参考となる指標】
＜ゲートキーパー研修実施後アンケート＞
ゲートキーパー研修の成果を計るために受講後実施しているアンケート調査

5-1 取組の概要

(1) 自殺発生の3つの段階と取組

自殺対策の推進は、以下の段階ごとに取組を行っています。

事前予防

すべての市民への支援
ライフステージに応じた支援

心身の健康の保持増進のための取組、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発、自殺の背景となる問題に関する相談窓口の周知徹底など、自殺の危険性が低い段階から自殺を防ぎます。

危機対応

悩みや問題を抱えている人への支援
うつ病などの疑いのある人への支援

自殺の背景となる様々な問題やうつ病などの精神疾患に早期介入し、自殺を未然に防ぎます。

事後対応

自殺未遂者への支援
親族等関係者への支援

自殺や自殺未遂が生じた場合に、本人及び親族等関係者に与える影響を最小限とし、自殺を防ぎます。

(2) 自殺対策の4つの主役と行動指標

松山市では、自殺対策の主役を「個人」「地域・家庭」「ゲートキーパー」「組織・行政」の4つの視点で分類し、行動指標を立てています。

じぶん

個人

【行動指標】 自分を知る、守る

自殺は誰にでも起こり得る危機であることを認識し、悩みや問題を抱え込まず、心の不調に気づき、必要に応じて専門機関に相談するようにします。また、日頃から心の健康づくりに関心を持つようにします。

周りの人

地域
家庭

【行動指標】 周囲が気づき、守る

自殺や自殺に至る背景、心の健康問題などに関する正しい知識を持ち、市民一人ひとりが自殺対策の主役となり、周囲が変化に気づくことができるようにします。

GK

ゲート
キーパー

【行動指標】 つなぎ、支える

身近な人の変化に「気づく」ようにします。そして、声をかけ、本人の気持ちを尊重し、耳を傾けます。必要に応じて専門機関につなぎ、温かく寄り添い見守ります。

組織

組織
行政

【行動指標】 命を守る

市民一人ひとりが主役となる自殺対策を推進するとともに、自殺対策関係機関で連携し、より効果的で効率的な社会的取組によって自殺を未然に防ぎます。

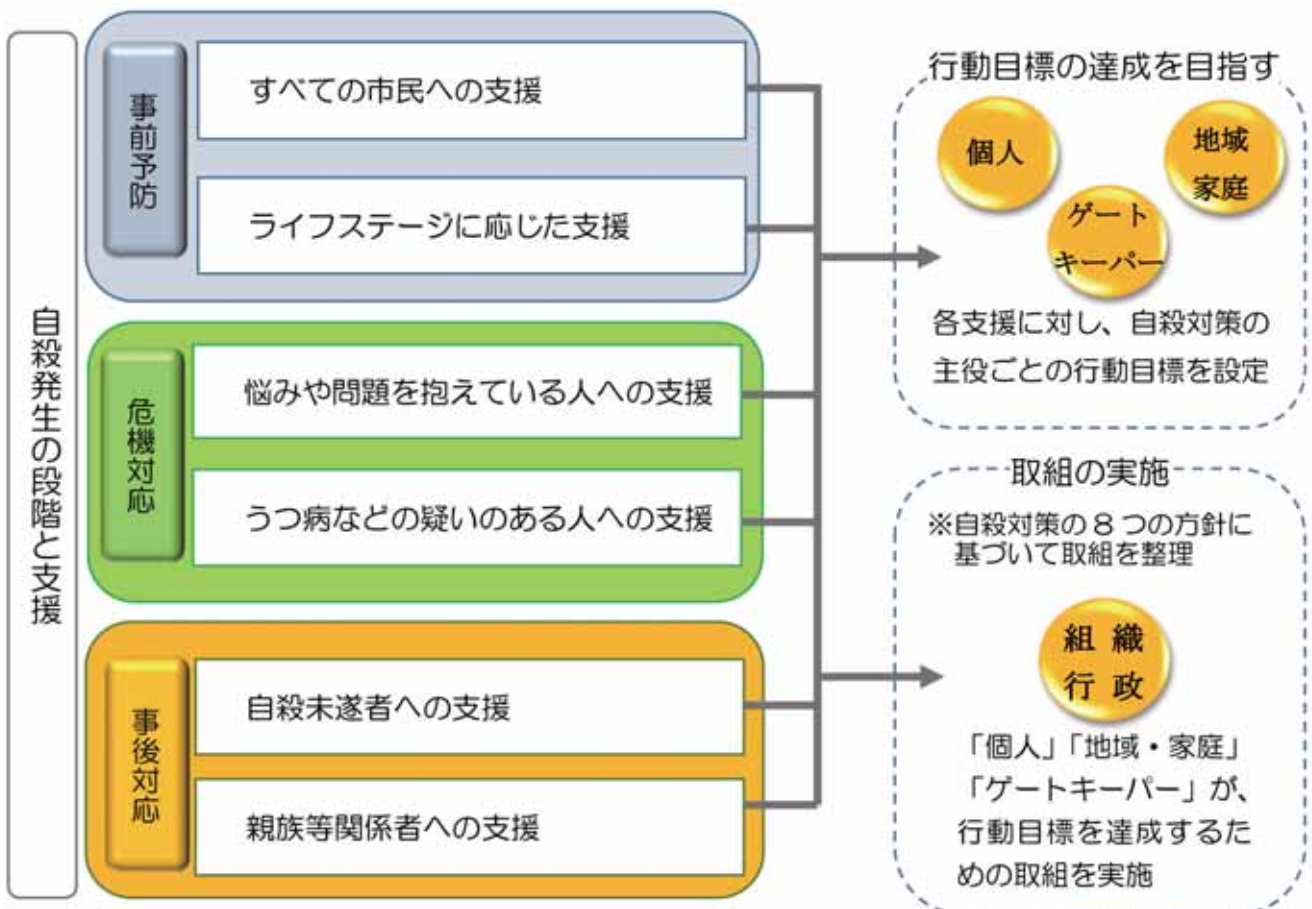


図 28. 自殺対策の取組の概要図

コラム3 「リスにん」グッズ

自殺対策の普及啓発グッズ



ゲートキーパーハンドブック・
研修受講カード



小学生・中学生・高校生
配布用リーフレット



ポケットティッシュ・
絆創膏



ジャンパー

自殺予防週間の街頭キャン
ペーンでは、ジャンパーを
着て、ポケットティッシュ
を配っています



普及・啓発事業

保健所ロビー展
(9/10～16 自殺予防週間、
3月自殺対策強化月間)



図書館での啓発
(3月自殺対策強化月間)



大学祭でのブース出店



じぶん

【行動目標】 心身の健康の保持増進に努めましょう

様々な悩みや問題からくる自分の心の不調に気づき、一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談することが大切です。

周りの人

【行動目標】 一人ひとりが自殺対策の主役となりましょう

誰もが自殺に追い込まれる可能性があり、一人ひとりが自殺やその予防に関する正しい知識を持ち、周囲が変化に気づくことが大切です。

GK

【行動目標】 相手の気持ちに寄り添い、話を聴きましょう

家族や仲間の変化に気づき、声をかけることから始め、温かく寄り添いながら見守ることが必要です。

組織

【行動目標を達成するための取組】

自殺に関する調査・研究の推進

- ・松山市の自殺の現状の分析と課題整理
- ・メンタルヘルスに関する調査の実施

自殺に関する市民の理解の推進

- ・「リスにん」を活用したうつ病など精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発
- ・自殺対策に対する関心と理解を深めるため自殺対策関連情報の集約と発信

自殺対策に関する人材の確保・育成

- ・市民へゲートキーパーについての周知・啓発
- ・ゲートキーパー研修の内容や実施方法の見直し
- ・市民をはじめ、多職種を対象としたゲートキーパーの養成

心の健康づくりの相談体制の整備・充実

- ・松山市健康増進計画に基づく取組の実施

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

- ・自殺対策関係機関との連携の推進

※下線は、P24の強化する取組を示しています。

松山市で実施している自殺対策に関連する事業を、自殺対策の8つの方針に分類して掲載しています。



【松山市で行っている事業】

自殺に関する調査・研究の推進	
事業名・取組	内容
松山市自殺対策推進委員会の開催	松山市自殺対策基本計画の策定及びその他自殺対策の推進について調査・審議する。 【保健予防課】
松山市自殺予防対策庁内担当者会の開催	主に市民サービスを行う課を対象に、自殺予防に関する理解を深め、ゲートキーパーの役割について学び、庁内の連携について考える。 【保健予防課】
統計の情報収集・分析	人口動態統計、自殺統計の統計資料を用いて、自殺の現状の分析を行う。 【保健予防課】
メンタルヘルスに関する調査	自殺予防対策の基礎資料として、市民に対してこころの健康や自殺予防に関するアンケート調査を実施する。 【保健予防課】

自殺に関する市民の理解の推進	
事業名・取組	内容
自殺予防週間の啓発	自殺予防週間（9/10～16）に、命の大切さや相談窓口について、街頭キャンペーン、のぼり旗・啓発コーナーを設置し啓発を行う。 【保健予防課】
自殺対策強化月間の啓発	自殺対策強化月間（3月）に、のぼり旗・啓発コーナーを設置し、中央図書館にて自殺予防に関する図書・パネルを展示し啓発を行う。 【保健予防課】 【中央図書館事務所】
メンタルヘルス講座（自殺予防講座）の実施	市民が命の大切さを知るとともに、こころの健康について正しく理解することを目的に、一般市民や関係団体からの依頼を受けて講座を実施する。 【保健予防課】

自殺対策に関する人材の確保・育成	
事業名・取組	内容
ゲートキーパー基礎研修の実施	専門職や一般市民を対象に、自殺のサインに気づき、見守り、専門の相談機関になく役割を担う「ゲートキーパー」養成のための研修を実施する。 【保健予防課】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
松山市健康増進計画推進懇談会の開催	松山市健康増進計画「健康ぞなもし松山」の推進について関係機関と意見交換及び意見聴取をする。 【健康づくり推進課】




自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援	
事業名・取組	内容
自殺対策関係機関連絡会の開催	自殺対策関係機関と連携を図り、松山市の自殺対策事業の検討を行う。 【保健予防課】

民間や行政の各関係機関では、ライフステージに応じた心の健康づくりの推進や正しい知識の普及啓発を行っています。各関係機関が連携して取組を続けていくとともに、確実に専門機関につながるよう更なる充実を図っていきます。

	各ライフステージの特徴	 行動目標
学童・思春期 (7～19歳)	子どもを取り巻く環境は日々変化しており、精神的に影響を受ける要因も多様化しています。学童期では、自己肯定感を高め、相談する習慣をつけ、思春期では、自殺や心の健康に関する正しい知識とストレスなどへの対処能力を養うことが重要です。	【健康増進計画の行動目標】 一人で悩みを抱え込まないようにしよう 自分の心の健康に関心を持ち、身近な人との関わりの中で自分のよさを見つけ、困った時は誰かに相談するようにしましょう。
青年期 (20～39歳)	進学、就職、結婚、出産、育児などの人生を左右する様々な出来事があり、人間関係や環境によるストレスを受けやすい時期です。環境の変化や時期をとらえて、悩みを抱えていることに気づき、早期に対応することが重要です。	【健康増進計画の行動目標】 自分にあったところの健康づくりをはじめよう 周囲とのつながりを大切にし、悩みや問題を抱え込まず、必要に応じて周囲を頼るようにしましょう。
壮年期 (40～64歳)	家庭や職場で重要な位置を占める一方、親の介護、身近な人の死別や退職などの大きな喪失体験を迎え、心理的・社会的に負担を抱えることが多い時期です。全国的にも松山市でも、壮年期は自殺の割合が高くなっています。うつ病などに関する正しい知識を持ち、予防や早期対応が必要です。	【健康増進計画の行動目標】 うつ病に関する知識を持ち、予防しよう うつ病などの精神疾患に関する正しい知識を持ち、精神的な不調を感じた際には、専門機関に相談するようにしましょう。
高齢期 (65歳～)	身体機能の低下や病気などの健康問題により、自分の役割や居場所がなくなったような孤独感を抱えたり、介護疲れ、死への不安など多くの問題に直面する時期です。身体的不調の背景に、うつ病などの精神疾患が潜んでいることも多く、かかりつけ医や相談員が気づき・つなぐことが大切です。	【健康増進計画の行動目標】 自分の好きなことを楽しもう 一人で悩まず積極的に相談し、家庭や地域などで身近な人とのつながりを保ち、自分の楽しみを見つけ、いきいきとした生活を送りましょう。

松山市では、自殺対策関係機関によって多くの事業が実施されていますが、今後も更なる充実を図れるよう地域全体で取り組んでいきます。



 周りの人	 GK	 組織
行動目標	行動目標	行動目標を達成するための取組
<p>学校や家庭などで、子どもの話に耳を傾け、ちょっとした変化や SOS に気づき、声をかけましょう。</p> <p>また、学校や家庭、地域で様々な経験をさせることで、子ども自身が役に立つと実感できるような自己肯定感を高める関わりをしましょう。</p>	<p>いつもと違うちょっとした変化に気づき、声をかけ、話を聴きましょう。</p> <p>また、一人で問題を抱え込まないようにし、早めに専門機関と一緒に対応しましょう。</p>	<p>自殺に関する市民の理解の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた自殺対策の普及・啓発 ・子ども、保護者の相談窓口の周知徹底 <p>自殺対策に関する人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、保護者、教員を対象としたゲートキーパーの養成 <p>心の健康づくりの相談体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや問題行動などの対応 <p>自殺発生回避のための社会的取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方に関する教育の推進 ・自己肯定感を高めるための関わりや教育 ・教育、医療、家庭の連携
<p>人生を左右する様々な出来事による人間関係や環境の変化を踏まえ、家庭や地域、職場で小さなことでも声をかけ合い、相談しやすい環境を整えましょう。</p>	<p>日頃からの関わりを大切にし、相談しやすい雰囲気づくりを行い、問題が深刻化する前に気づき、必要に応じて専門機関につなぎましょう。</p>	<p>自殺に関する市民の理解の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各相談窓口の周知徹底 <p>自殺対策に関する人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業を対象としたゲートキーパーの養成 <p>心の健康づくりの相談体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや仕事などの問題への対応 <p>自殺発生回避のための社会的取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産、育児支援の充実 ・就労及び離職者への支援の充実 ・新採用職員へのメンタルヘルス対策の充実 ・職場のメンタルヘルス対策の推進及び産業保健活動との連携
<p>本人が抱える心理的・社会的問題を一人で抱え込まず、家庭や地域、職場の問題として考えましょう。</p> <p>また、うつ病などは誰もがかかる可能性がある病気という認識をもちましょう。</p>	<p>うつ病などに関する正しい知識を持ち、ちょっとした変化に気づき、必要に応じて専門機関につなぎましょう。</p>	<p>自殺に関する市民の理解の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病など精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発 ・各相談窓口の周知徹底 <p>自殺対策に関する人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業を対象としたゲートキーパーの養成 <p>心の健康づくりの相談体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や仕事などの問題への対応 <p>医療機関との連携の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と精神科医の連携 <p>自殺発生回避のための社会的取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場のメンタルヘルス対策の推進及び産業保健活動との連携 ・中堅、管理職支援の充実
<p>役割喪失感や孤独感など高齢者特有の悩みや問題を理解したうえで、家庭や地域から孤立させないためにも、気づき、声をかけ、相談しやすい環境を整えましょう。</p>	<p>本人の抱える問題だけでなく、家族の変化にも気づき、一緒に考え、必要に応じて専門機関につなぎ、見守っていきましょう。</p>	<p>自殺に関する市民の理解の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の相談窓口の周知徹底 <p>心の健康づくりの相談体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者特有の悩みや問題への対応 <p>医療機関との連携の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と精神科医の連携 <p>自殺発生回避のための社会的取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居場所づくり及び社会参加への支援の充実

学童・思春期

【松山市で行っている事業】

自殺に関する市民の理解の推進	
事業名・取組	内容
学校を通じた子どもの心の健康づくりパンフレットの配布	小学校1年生に「リスにんこころのけんこうチェック」、リスにん絆創膏」、中学校3年生に「わたしのしあわせ手帳」、高校3年生に「相談窓口リーフレット」を配布する。 【保健予防課】
大学生向けの啓発	精神保健に関する正しい知識の普及啓発のために、大学祭で、啓発用展示、啓発グッズの配布等を行う。 【保健予防課】

自殺対策に関する人材の確保・育成	
事業名・取組	内容
ゲートキーパー基礎研修の実施 (再掲)	専門職や一般市民を対象に、自殺のサインに気づき、見守り、専門の相談機関につながる役割を担う「ゲートキーパー」養成のための研修を実施する。 【保健予防課】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
子ども総合相談の設置	子育て、虐待、不登校、いじめ、問題行動など0歳から18歳までの子どもに関する様々な相談に対応する。 【子ども総合相談センター事務所】
いじめほっとらいんの設置	専用電話とメールによるいじめほっとらいんを設置し、いじめ相談に対応する。 【子ども総合相談センター事務所】
問題行動等対策事業	児童生徒の問題行動等について経験豊かなチームが、教師や関係機関との連携・協力のもと、児童生徒やその保護者と関わり、社会的自立を目指せるよう支援する。 【教育支援センター事務所】
不登校対策総合推進事業	不登校児童生徒とその保護者に対し、来所・家庭や学校への訪問による面談や体験活動等の実施によって、学校復帰や社会的自立を目指せるよう支援する。 【教育支援センター事務所】
教職員・養護教諭向け研修の実施	教職員・養護教諭を対象に、子どもの心身の健康課題の対応に関する研修を行う。 【教育研修センター事務所】
生徒指導上の諸問題研究委員会の開催	小中学校の生徒指導主事を中心に、いじめや不登校についての研修を行う。 【学校教育課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
SOSの出し方に関する教育の実施	小中学生に対して、悩みの相談窓口の周知や、悩みを抱えた時の解決方法などについての教育を行う。 【学校教育課】
いじめ0ミーティングの開催	市内全小中学校の代表児童生徒によるいじめをなくすための話し合いを行う。 【学校教育課】

青年期

【松山市で行っている事業】

自殺に関する市民の理解の推進	
事業名・取組	内容
幼児をもつ保護者へ相談窓口の啓発	1歳6か月、3歳児健診受診時に、保護者向けにうつチェック票及び相談機関チラシを配布する。 【保健予防課】

自殺対策に関する人材の確保・育成	
事業名・取組	内容
ゲートキーパー基礎研修の実施 (再掲)	専門職や一般市民を対象に、自殺のサインに気づき、見守り、専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」養成のための研修を実施する。 【保健予防課】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
家庭相談事業	家庭内や子どもの養育、虐待等の相談に応じ、関係機関を紹介し、必要な指導を行う。 【子育て支援課】
婦人相談事業	DVをはじめ、女性の様々な悩みについて相談に応じ、要保護女子の早期発見に努め、関係機関を紹介し、必要な指導を行う。 【子育て支援課】
父子相談事業	父子が抱えている様々な悩みについて相談に応じ、関係機関を紹介し、必要な指導を行う。 【子育て支援課】
子ども総合相談の設置 (再掲)	子育て、虐待、不登校、いじめ、問題行動など0歳から18歳までの子どもに関する様々な相談に対応する。 【子ども総合相談センター事務所】
コムズ女性相談室	夫婦や家庭の問題、こころの問題などの悩みに相談員が電話・面接で応じる。 【市民参画まちづくり課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産できるよう指定の助産施設に入所のうえ、出産に必要な費用の一部を助成する。 【子育て支援課】
子育て短期支援事業	保護者が仕事等の家庭の事情により児童の養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で児童を、また、DV等の場合は県母子生活支援センターで母子を保護する。 【子育て支援課】
母子生活支援施設事業	自立支援が必要な母子家庭の母と子を入所させて保護し、入所者の生活の安定と自立促進に向け、生活相談・就労相談・支援業務等を行う。 【子育て支援課】
ひとり親家庭等自立支援事業	母子家庭の母や父子家庭の父が自立し、その児童が健全に育成されることを目的に、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を行い、自立促進を促す。 【子育て支援課】
産後うつ病対策	妊娠・出生の届出時や各教室の受講者に啓発し、こんにちは赤ちゃん訪問時には産後うつに関する聞き取りを行い、必要に応じて継続支援を行う。 【健康づくり推進課】
生活困窮者就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立や社会生活自立段階から有期で行う。 【生活福祉総務課】
教職員こころの相談事業	市立小中学校の教職員が抱える様々な悩みについて相談を受け、必要に応じて適切な指導・支援を行い、勤務環境の適正化を図る。 【学校教育課】

壮年期

【松山市で行っている事業】

自殺に関する市民の理解の推進	
事業名・取組	内容
メンタルヘルス講座 (自殺予防講座)の実施 (再掲)	市民が命の大切さを知るとともに、こころの健康について正しく理解することを目的に、一般市民や関係団体からの依頼を受けて講座を実施する。 【保健予防課】

自殺対策に関する人材の確保・育成	
事業名・取組	内容
ゲートキーパー基礎 研修の実施 (再掲)	専門職や一般市民を対象に、自殺のサインに気づき、見守り、専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」養成のための研修を実施する。 【保健予防課】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
コムズ女性相談室 (再掲)	夫婦や家庭の問題、こころの問題などの悩みに相談員が電話・面接で応じる。 【市民参画まちづくり課】
地域包括支援センター 運営事業	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。 【介護保険課】

医療機関との連携の確保	
事業名・取組	内容
かかりつけ医と 精神科医との連携	「かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」を活用した、かかりつけ医と精神科医の連携の強化を図るとともに、病院等に所属する職員向けの研修等を実施する。 【保健予防課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
生活困窮者就労準備 支援事業 (再掲)	就労に必要な訓練を日常生活自立や社会生活自立段階から有期で行う。 【生活福祉総務課】
教職員こころの相談事業 (再掲)	市立小中学校の教職員が抱える様々な悩みについて相談を受け、必要に応じて適切な指導・支援を行い、勤務環境の適正化を図る。 【学校教育課】
メンタルヘルス研修	市立小中学校の管理職等に対し、「管理職等による職場のメンタルヘルス」と題し研修を実施する。 【教育研修センター事務所】

高齢期

【松山市で行っている事業】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
地域包括支援センター運営事業 (再掲)	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。 【介護保険課】

医療機関との連携の確保	
事業名・取組	内容
かかりつけ医と精神科医との連携 (再掲)	「かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」を活用した、かかりつけ医と精神科医の連携の強化を図るとともに、病院等に所属する職員向けの研修等を実施する。 【保健予防課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
ふれあいいきいきサロン事業	市内の65歳以上の高齢者が心身機能の維持向上、介護予防を目的に、公民館や集会所等に集い、介護予防メニューを行う自主的なサロン活動を支援する。 【介護保険課】
権利擁護推進事業	高齢者が地域で安心して住み続けられるよう、高齢者や家族の権利を擁護し、包括的かつ継続な相談・支援・啓発活動・研修会等を行う。 【介護保険課】
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護を必要とする高齢者が、地域で暮らし続けられるよう、課題等について協議したり、在宅医療と介護の連携に関する相談支援を実施するほか、在宅医療や地域包括ケアシステムに関する市民への普及啓発を行う。 【介護保険課】
認知症サポーター養成講座の実施	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族の良き理解者となる「認知症サポーター」を養成するための講座を実施する。 【介護保険課】
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊の見られる高齢者に小型の電波発信機を携帯してもらい、認知症状で行方が分からなくなった場合に、速やかに位置を検索して家族に知らせることで、家族が安心して介護できる環境を整備する。 【介護保険課】
緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に緊急通報装置を設置し、安否確認や相談受付を行うとともに緊急時には迅速かつ適切な措置を講じる。 【高齢福祉課】
独居高齢者みまもり員設置事業	市内にみまもり員を設置して独居高齢者の実情を把握し、安否確認等を行う。 【高齢福祉課】
生きがいデイサービス事業	概ね65歳以上の高齢者が、生きがいデイサービスセンターに通所し、趣味、創作活動や食事等のサービスを受け、高齢者の自立と生活の質の確保及びその家族の負担軽減を図る。 【高齢福祉課】
愛の一声訪問事業	77歳以上の独居高齢者を対象に、乳酸菌飲料を訪問配付し、安否確認や不慮の事故防止、社会的孤立感の解消を図る。 【高齢福祉課】

じぶん

【行動目標】 一人で悩まず、早めに相談しましょう

健康や経済・生活などの様々な問題や悩みが原因で心理的に追い詰められる前に、一人で抱え込まず、専門機関に相談することが大切です。

周りの人

【行動目標】 悩みや問題を抱えている人に気づきましょう

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多く、身近にいるかもしれない悩みを抱えている人のサインに気づき、見守っていくことが大切です。

GK

【行動目標】 一人で抱え込まずに専門機関へつなぎましょう

自殺の背景となる様々な問題の解決には、複数の専門機関による支援が必要です。相談する人の悩みに耳を傾け、その悩みに至った原因に気づくことで、必要な専門機関につなぎ、連携していくことが大切です。

組織

【行動目標を達成するための取組】

自殺に関する市民の理解の推進

- ・ うつ病など精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発
- ・ ホームページなどで自殺対策関連情報の集約と発信
- ・ 各相談窓口の周知の徹底

自殺対策に関する人材の確保・育成

- ・ ゲートキーパーのスキルアップとフォローアップ

心の健康づくりの相談体制の整備・充実

- ・ 様々な問題や悩みへの対応

自殺発生回避のための社会的取組の推進

- ・ SOS の出し方に関する教育の推進
- ・ 職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・ 多職種連携による自殺の原因となる問題への支援の充実

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

- ・ 自殺対策関係機関の相談員などの能力向上とサポート体制の充実

※下線は、P24 の強化する取組を示しています。

【松山市で行っている事業】

自殺に関する市民の理解の推進	
事業名・取組	内容
メンタルヘルス講座 (自殺予防講座)の実施 (再掲)	市民が命の大切さを知るとともに、こころの健康について正しく理解することを目的に、一般市民や関係団体からの依頼を受けて講座を実施する。 【保健予防課】
自殺対策に関する人材の確保・育成	
事業名・取組	内容
ステップアップ研修 フォローアップ研修の 実施	ゲートキーパー基礎研修を受講し、ステップアップを目指す方を対象に研修を実施する。 【保健予防課】
心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
精神障がい者家族相談 事業	専門の相談員が、孤立しがちな精神障がい者家族等の悩み、不安等の相談に応じる。 【保健予防課】
こころの健康相談	こころの健康問題に関して、精神保健福祉士、保健師等が相談を行う。 【保健予防課】
コムズ女性相談室 (再掲)	夫婦や家庭の問題、こころの問題などの悩みに相談員が電話・面接で応じる。 【市民参画まちづくり課】
ふれあいセンター 相談事業	人間関係や仕事、家族に関わることなど様々な相談が増加しているため、人権・教育・福祉・生活などの相談に、面談・電話で応じる。 【人権啓発課】
市民相談事業	日常生活での一般的な困りごとや相談に応じるほか、弁護士、司法書士による専門的な相談を実施する。 【市民相談課】
多重債務相談事業	弁護士、ファイナンシャルプランナーが多重債務の債務状況を把握して、債務整理のための方法をアドバイスし、法テラスを紹介するなどして問題解決を図る。 【市民相談課】
地域包括支援センター 運営事業 (再掲)	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。 【介護保険課】
身体・知的障がい者 相談員設置事業	障害者相談員が、障がいのある方やその家族の方の障がいゆえの日常生活などにおける様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行う。 【障がい福祉課】
障がい者総合相談 窓口事業	市庁舎別館に障がい者の相談支援窓口を整備し、障がい者の生活支援から就労支援までの幅広い相談に応じ、また、発達障がいについても啓発活動や研修会を実施する。 【障がい福祉課】
障がい者相談支援事業 (南部・北部センター)	市内の南北に「地域相談支援センター」を設置し、障がいのある方が安心して生活出来るよう、必要な援助・支援を行う。 【障がい福祉課】
自立相談支援事業	生活困窮者が抱える様々な課題に応じた支援を継続的に行い、生活保護に至る前の段階で自立支援策を強化するとともに、生活保護から脱却した人が再び生活困窮状態に陥ることを防止する。 【生活福祉総務課】
家庭相談事業 (再掲)	家庭内や子どもの養育、虐待等の相談に応じ、関係機関を紹介し、必要な指導を行う。 【子育て支援課】


【松山市で行っている事業】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
婦人相談事業 (再掲)	DVをはじめ、女性の様々な悩みについて相談に応じ、要保護女子の早期発見に努め、関係機関を紹介し、必要な指導を行う。 【子育て支援課】
父子相談事業 (再掲)	父子が抱えている様々な悩みについて相談に応じ、関係機関を紹介し、必要な指導を行う。 【子育て支援課】
子ども総合相談の設置 (再掲)	子育て、虐待、不登校、いじめ、問題行動など0歳から18歳までの子どもに関する様々な相談に対応する。 【子ども総合相談センター事務所】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
SOSの出し方に関する教育の実施 (再掲)	小中学生に対して、悩みの相談窓口の周知や、悩みを抱えた時の解決方法などについての教育を行う。 【学校教育課】
教職員こころの相談事業 (再掲)	市立小中学校の教職員が抱える様々な悩みについて相談を受け、必要に応じて適切な指導・支援を行い、勤務環境の適正化を図る。 【学校教育課】
こころのほっとライン	夜間、精神保健福祉士が、心に悩みのある方の電話相談に対応する。 【保健予防課】
ピア電話相談	精神障がいを持つ当事者による電話相談を行う。 【保健予防課】
生きる応援相談会	精神保健福祉士、司法書士などの専門職が同時に相談に応じるワンストップの相談会を実施する。 【保健予防課】
生きる応援相談総合相談会	イベント等で司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等による相談会を実施する。 【保健予防課】
訪問指導事業	精神保健福祉士、保健師等が家庭訪問を行い、心の悩みに寄り添った相談対応や、相談者へ必要な情報提供を行う。 【保健予防課】
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。 【子ども総合相談センター事務所】
権利擁護推進事業 (再掲)	高齢者が地域で安心して住み続けられるよう、高齢者や家族の権利を擁護し、包括的かつ継続な相談・支援・啓発活動・研修会等を行う。 【介護保険課】
民生児童委員事業	民生児童委員が地域住民の生活上の悩みや高齢者福祉など様々な分野の相談に応じ、助言や情報の提供を行う。 【生活福祉総務課】
生活保護支給事業	生活に困窮する市民に対して、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援する。 【生活福祉総務課】
ひとり親家庭等自立支援事業 (再掲)	母子家庭の母や父子家庭の父が自立し、その児童が健全に育成されることを目的に、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援を行い、自立促進を促す。 【子育て支援課】


【松山市で行っている事業】

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援	
事業名・取組	内容
相談員等研修・連絡会	相談事業に従事する精神保健福祉士等の相談技術の向上や、関係機関の連携強化を図る研修会や連絡会を実施する。 【保健予防課】
ピア相談員養成研修	同じ立場で共感できるピア相談員の養成や研修を実施する。 【保健予防課】


 じぶん

【行動目標】 心の不調に気づき、専門機関に相談しましょう

精神科や心療内科の受診に抵抗を感じる人が多く、適切な医療につながっていない現状があります。症状が深刻化する前に、自らの不調に早く気づき、精神科・心療内科に早めに受診し相談することが大切です。


 周りの人


【行動目標】 心の健康問題に関する正しい認識を持ちましょう

うつ病などは誰もがかかる可能性のある病気です。自殺や精神疾患などに対する正しい認識をもち、身近な人の変化に早く気づき、症状が深刻化する前に、適切な相談機関、医療につなぐことが大切です。


 GK

【行動目標】 うつ病などのサインに気づき、早めに適切な医療につなぎましょう

身体症状を訴えている人にも、うつ病などの精神疾患が潜んでいる可能性があります。相談を受けた相談機関職員や医療機関職員、かかりつけ医などは症状が深刻化する前に精神科・心療内科医につなぐことが大切です。


 組織

【行動目標を達成するための取組】

自殺に関する市民の理解の推進

- ・ うつ病など精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発
- ・ 各相談窓口の周知の徹底

心の健康づくりの相談体制の整備・充実

- ・ 自殺の原因となるうつ病などへの適切な対応

医療機関との連携の確保

- ・ 精神科・心療内科医との連携強化
- ・ 「かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」の周知・啓発
- ・ かかりつけ医、一般医、精神科医に向けた研修会の開催
- ・ 自殺対策関係機関や一般医療機関から精神科病院などへの相談体制の充実

自殺発生回避のための社会的取組の推進

- ・ 産後うつ病対策の充実
- ・ 相談や訪問等による各種依存症への対応
- ・ 精神障がいの当事者同士が語り合える場や相談先の情報提供

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

- ・ 自殺対策関係機関の相談員などの能力向上とサポート体制の充実
- ・ 自殺対策従事者への心のケアの推進

※下線は、P24の強化する取組を示しています。

【松山市で行っている事業】

自殺に関する市民の理解の推進	
事業名・取組	内容
メンタルヘルス講座 (自殺予防講座)の実施 (再掲)	市民が命の大切さを知るとともに、こころの健康について正しく理解することを目的に、一般市民や関係団体からの依頼を受けて講座を実施する。 【保健予防課】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
こころの健康相談 (再掲)	こころの健康問題に関して、精神保健福祉士、保健師等が相談を行う。 【保健予防課】
コムズ女性相談室 (再掲)	夫婦や家庭の問題、こころの問題などの悩みに相談員が電話・面接で応じる。 【市民参画まちづくり課】

医療機関との連携の確保	
事業名・取組	内容
かかりつけ医と 精神科医との連携 (再掲)	「かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」を活用した、かかりつけ医と精神科医の連携の強化を図るとともに、病院等に所属する職員向けの研修等を実施する。 【保健予防課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
産後うつ病対策 (再掲)	妊娠・出生の届出時や各教室の受講者に啓発し、こんにちは赤ちゃん訪問時には産後うつに関する聞き取りを行い、必要に応じて継続支援を行う。 【健康づくり推進課】
こころのほっとライン (再掲)	夜間、精神保健福祉士が、心に悩みのある方の電話相談に対応する。 【保健予防課】
ピア電話相談 (再掲)	精神障がいを持つ当事者による電話相談を行う。 【保健予防課】
訪問指導事業 (再掲)	精神保健福祉士、保健師等が家庭訪問を行い、心の悩みに寄り添った相談対応や、相談者へ必要な情報提供を行う。 【保健予防課】
養育支援訪問事業 (再掲)	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。 【子ども総合相談センター事務所】
地域活動支援センター ステップ	就労が困難な方を対象に、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを、喫茶活動や障がい者スポーツ、ピアカウンセリング、相談助言などを通じて提供する。 【保健予防課】

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援	
事業名・取組	内容
相談員等研修・連絡会 (再掲)	相談事業に従事する精神保健福祉士等の相談技術の向上や、関係機関の連携強化を図る研修会や連絡会を実施する。 【保健予防課】
ピア相談員養成研修 (再掲)	同じ立場で共感できるピア相談員の養成や研修を実施する。 【保健予防課】

じぶん

【行動目標】 悩みや問題を抱え込まず誰かに話をしましょう

相談先があることを知り、苦しい思い、悩みや問題を一人で抱え込まず、誰かに相談することが大切です。

周りの人

【行動目標】 自殺に至る背景を知りましょう

自殺の多くが追い込まれた末の死であることを理解し、自殺未遂者の抱える問題に真摯に向き合い、適切な相談機関、医療につなぐことが大切です。

GK

【行動目標】 相手の気持ちに寄り添い、適切な医療や相談機関につなぎましょう

自殺未遂者と関わった消防職員や救急病院職員などは、自殺未遂者の抱えている悩みや問題を聴き、再び自殺を図ることがないように、関係機関と連携を図ることが大切です。

組織

【行動目標を達成するための取組】

自殺に関する調査・研究の推進

- ・自殺未遂者の実態把握

心の健康づくりの相談体制の整備・充実

- ・自殺未遂者・家族等への相談体制の充実

医療機関との連携の確保

- ・精神科・心療内科医との連携強化
- ・救急病院職員に向けた研修会の開催

自殺発生回避のための社会的取組の推進

- ・多職種が連携した相談支援の充実

自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援

- ・自殺未遂者へのメンタルサポート及び相談支援
- ・情報提供書を活用した関係機関との連携と相談支援の充実
- ・リーフレットを活用した相談先の情報提供

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

- ・自殺対策関係機関の相談員などの能力向上とサポート体制の充実
- ・自殺対策従事者への心のケアの推進

※下線は、P24の強化する取組を示しています。

【松山市で行っている事業】

自殺に関する調査・研究の推進	
事業名・取組	内容
自殺未遂者の実態把握	自殺未遂者が再び自殺を図ることのないように、精神科を受診した自殺未遂者等の実態把握を行う。 【保健予防課】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
こころの健康相談 (再掲)	こころの健康問題に関して、精神保健福祉士、保健師等が相談を行う。 【保健予防課】

医療機関との連携の確保	
事業名・取組	内容
かかりつけ医と精神科医との連携 (再掲)	「かかりつけ医と精神科医の連携の手引き」を活用した、かかりつけ医と精神科医の連携の強化を図るとともに、病院等に所属する職員向けの研修等を実施する。 【保健予防課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
生きる応援相談機関連絡票を活用した関係機関との連携	市と関係機関が連携して支援を継続するために、生きる応援相談機関連絡票を活用し、情報共有を行う。 【保健予防課】
こころのほっとライン (再掲)	夜間、精神保健福祉士が、心に悩みのある方の電話相談に対応する。 【保健予防課】
訪問指導事業 (再掲)	精神保健福祉士、保健師等が家庭訪問を行い、心の悩みに寄り添った相談対応や、相談者へ必要な情報提供を行う。 【保健予防課】


自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援	
事業名・取組	内容
中予地域自殺未遂者相談支援事業	救急病院を受診した自殺未遂者や家族に対し、情報提供書を活用し、再び自殺を図ることがないよう相談支援を行う。 【保健予防課】

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援	
事業名・取組	内容
相談員等研修・連絡会 (再掲)	相談事業に従事する精神保健福祉士等の相談技術の向上や、関係機関の連携強化を図る研修会や連絡会を実施する。 【保健予防課】


 じぶん

【行動目標】 関係者だけの問題と考えず、誰かを頼りましょう

自殺は、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらすとされています。親族等関係者のみの問題として抱え込まずに、相談することが大切です。


 周りの人


【行動目標】 自殺に関する正しい認識を持ちましょう

自殺や自殺未遂による親族等関係者への影響は大きいことから、遺された人などへのケアが重要となります。自殺は誰にでも起こりうる危機として理解し、個人の問題ではなく社会全体の問題として考えることが大切です。


 GK

【行動目標】 親族等関係者の気持ちを理解し、支援につなぎましょう

自殺をした本人の親族等関係者と関わる警察職員、学校関係職員や産業医などは、残された家族や周りの人は多くの悲しみや自責の念を抱えているということを理解し、支援することが大切です。


 組織

【行動目標を達成するための取組】

自殺に関する市民の理解の促進

- ・ 各相談窓口の周知の徹底

心の健康づくりの相談体制の整備・充実

- ・ 親族等関係者への相談体制の充実

自殺発生回避のための社会的取組の推進

- ・ 後追い等を防ぐためのスクールカウンセラーなどによる
周囲の人々に対する心理的ケアの実施

自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援

- ・ 自死遺族のつとめなど親族等関係者同士が語り合える場や
相談先の情報提供
- ・ 警察、消防などに向けた研修会の開催

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

- ・ 自殺対策関係機関の相談員などの能力向上とサポート体制の充実
- ・ 自殺対策従事者への心のケアの推進

※下線は、P24の強化する取組を示しています。

【松山市で行っている事業】

心の健康づくりの相談体制の整備・充実	
事業名・取組	内容
こころの健康相談 (再掲)	こころの健康問題に関して、精神保健福祉士、保健師等が相談を行う。 【保健予防課】

自殺発生回避のための社会的取組の推進	
事業名・取組	内容
生きる応援相談機関連絡票を活用した関係機関との連携 (再掲)	市と関係機関が連携して支援を継続するために、生きる応援相談機関連絡票を活用し、情報共有を行う。 【保健予防課】
こころのほっとライン (再掲)	夜間、精神保健福祉士が、心に悩みのある方の電話相談に対応する。 【保健予防課】
訪問指導事業 (再掲)	精神保健福祉士、保健師等が家庭訪問を行い、心の悩みに寄り添った相談対応や、相談者へ必要な情報提供を行う。 【保健予防課】

自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援	
事業名・取組	内容
中予地域自殺未遂者相談支援事業 (再掲)	救急病院を受診した自殺未遂者や家族に対し、情報提供書を活用し、再び自殺を 図ることがないように相談支援を行う。 【保健予防課】

自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援	
事業名・取組	内容
相談員等研修・連絡会 (再掲)	相談事業に従事する精神保健福祉士等の相談技術の向上や、関係機関の連携強化を 図る研修会や連絡会を実施する。 【保健予防課】



— 卷末資料 —

1. 自殺対策基本法
2. 松山市自殺対策基本条例
3. 松山市自殺対策推進委員会規則
4. 松山市自殺対策推進委員会
5. 松山市自殺予防対策庁内担当者会設置要領
6. 自殺対策関係機関連絡会
7. 相談窓口一覧

1 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- ・第一章 総則（第一条—第十一条）
- ・第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- ・第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- ・第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- ・附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三〇日法律第一一号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 松山市自殺対策基本条例

松山市自殺対策基本条例

平成 24 年 10 月 4 日

条例第 48 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条)

第 3 章 推進体制(第 9 条)

第 4 章 雑則(第 10 条・第 11 条)

付則

我が国は、自殺による死亡者が、14 年連続で 3 万人を超えており、松山市においても、自ら命を絶つ市民がここ数年 120 名前後で推移しています。

自殺は、経済・生活・健康、将来への不安、また人と人とのつながりの問題など私たちの身近にその要因があり、それらが複雑にからみあって深刻化した結果、追い込まれた末の死であります。

そのため、自殺を個人の問題ではなく社会全体の問題としてとらえ、地域の実情に応じた制度の見直しや相談・支援体制の整備など、社会的な取組を充実することにより、「生きづらい社会」から「暮らしやすい社会」へと転換していくことが求められています。

このまちで暮らす市民一人一人が、自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手として寄り添い、共に支え合いながら、「心身ともに健康でいきいきと暮らせる 笑顔あふれるまち 松山」になることを目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、近年、自殺が重大な社会問題になっている状況に鑑み、松山市(以下「市」という。)が、市民個人と、その家族を含めた周囲の人々の立場や心情に配慮しながら、自殺対策を総合的に推進することにより、もって市民一人一人が、かけがえのない「命」の大切さを考え、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は自殺対策について、前文の精神にのっとり、国、愛媛県及び関係機関と連携しながら、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、第 4 条及び第 5 条に規定する、市民及び事業主の自殺対策に関する取組を支援しなければならない。

3 市は、自殺対策の担い手である市職員等が、心身ともに健康で職務に従事できるよう配慮しなければならない。

(学校等教育機関の責務)

第3条 学校等教育機関は、自殺に対する正しい理解を深め、愛媛県、市、保護者及び関係機関等と連携しながら、子どもたちが命の尊さを理解し、心身ともに健康な生活が送れるよう、また教職員等が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置を講じなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自殺対策の当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい知識を習得し、理解を深め、一人一人が自殺対策の担い手になれるよう努めることとする。

(事業主の役割)

第5条 事業主は、愛媛県、市及び関係機関等と連携しながら、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事できるよう快適な職場環境づくりに努めることとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財源の確保を含めた各種の措置を講じなければならない。

(報告)

第7条 市は、毎年、市における自殺の概要、及び施策の実施状況を、議会に報告しなければならない。

第2章 基本的施策

(松山市自殺対策基本計画の策定)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために、自殺対策基本計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を推進するものとする。

- (1) 自殺に関する調査・研究の推進
- (2) 自殺に関する市民の理解の推進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保・育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備・充実
- (5) 医療機関との連携の確保
- (6) 自殺発生回避のための社会的取組の推進
- (7) 自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援
- (8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

第3章 推進体制

(松山市自殺対策推進委員会の設置)

第9条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下、実施されるようにするため、その推進体制となる自殺対策に関する行政、民間団体、有識者及び市民等で構成する自殺対策推進委員会を設置するものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(条例の見直し)

第11条 この条例は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号。)の改正等、必要に応じて見直しを行うものとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 松山市自殺対策推進委員会規則

松山市自殺対策推進委員会規則

平成 25 年 3 月 13 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山市自殺対策基本条例(平成 24 年条例第 48 号)第 9 条に規定する松山市自殺対策推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、松山市自殺対策基本計画の策定及び実施に関する事項その他自殺対策の推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療関係者
- (3) 自殺対策に関する活動を行っている民間団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 福祉事業関係者
- (6) 弁護士その他の法律事務に関する専門的知識を有する者
- (7) 労働問題に関する業務に携わる者
- (8) 民生委員
- (9) 警察その他の関係行政機関の職員
- (10) 本市の区域内に居住する者
- (11) 市長が必要と認める者

2 市長は、前項第10号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により行うよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第5項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第5項中「副委員長は、委員長」とあるのは「副部会長は、部会長」と、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき」とあるのは「部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたとき」と、第6条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉部保健予防課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

4 松山市自殺対策推進委員会

任期：平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

(※市民枠は市民公募による募集のため任期は令和 1 年 8 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日)

人数：18 名

分野	氏名	付記
学識経験者	越智 百枝	愛媛県立医療技術大学 教授
医療関係	長尾 奈穂子	一般社団法人 真光会 真光園 医師
	見山 芳隆	一般財団法人 創精会 松山記念病院 医師
民間団体	石川 和史	社会福祉法人 愛媛いのちの電話 事務局員
	野瀬 さゆり	NPO 法人 松山自殺防止センター 事務局長
教育関係	松坂 純子	松山市教育委員会 教育委員
	河崎 元	松山市小中学校 PTA 連合会 副会長
福祉関係	村松 つね	NPO 法人 こころ塾 代表理事
	丸田 一郎	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 顧問
司法関係	安藤 潔	愛媛弁護士会 弁護士
	猪木 将一	愛媛県司法書士会 常任理事
労働・雇用関係	山田 直樹	松山商工会議所 参事
	竹田 三千代	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会四国支部 広報部長
地区組織	野本 勝子	松山市民生児童委員協議会 桑原地区民生児童委員協議会会長・理事
市民	古谷 大志	市民公募による選出
行政機関	浅山 辰哉	厚生労働省愛媛労働局松山労働基準監督署 署長
	山崎 亮	愛媛県警察本部生活安全部 生活安全企画課 生活安全企画課長補佐
	武内 典子	愛媛県心と体の健康センター 次長

<松山市自殺対策推進委員会関係課> (令和 2 年 3 月時点)

主管課：保健予防課

関係課：（ 職員厚生課 消防局警防課 市民相談課 地域経済課 生活福祉総務課
生活福祉業務第 1 課 生活福祉業務第 2 課 保健体育課
学校教育課 教育支援センター事務所 ）

5 松山市自殺予防対策庁内担当者会設置要領

松山市自殺予防対策庁内担当者会設置要領

平成 24 年 7 月 23 日

(設置)

第 1 条 自殺予防に関して庁内の関係課等が理解を深めるとともに、密接な連携を図りながら、本市における自殺予防対策を円滑に進めるため、松山市自殺予防対策庁内担当者会（以下「担当者会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第 2 条 担当者会は、次の事項について研修及び協議をする。

- (1) 自殺の実態把握に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関すること。
- (3) 庁内の関係課等による自殺予防対策の共同実施に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 担当者会は、原則として別表に掲げる関係課等の職員で構成する。

(会長)

第 4 条 会長は、保健予防課長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 担当者会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第 6 条 担当者会の庶務は、保健予防課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、庁内担当者会に関する必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、制定日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

令和 2 年 3 月時点

部 名	課 名	部 名	課 名	
理財部	財政課	環境部	環境モデル都市推進課	
	納税課	都市整備部	住宅課	
	市民税課		都市デザイン課	
	資産税課	下水道部	下水道サービス課	
	管財課	総合政策部	シティプロモーション推進課	
市民部	タウンミーティング課	産業経済部	地域経済課	
	市民参画まちづくり課		観光・国際交流課	
	人権啓発課		道後温泉事務所	
	市民相談課		農林水産課	
	市民課		農林土木課	
保健福祉部	保健福祉政策課			市場管理課
	国保・年金課			競輪事務所
	介護保険課		農業委員会	農業委員会事務局
	高齢福祉課		教育委員会	教育支援センター事務所
	障がい福祉課	地域学習振興課		
	生活福祉総務課	保健体育課		
	生活福祉業務第 1 課	学校教育課		
	生活福祉業務第 2 課	消防局	総務課	
	子育て支援課		通信指令課	
	子ども総合相談センター事務所	公営企業局	水道サービス課	
	保育・幼稚園課	議会事務局	議事調査課	
	医事薬事課	総務部	職員厚生課	
	健康づくり推進課			
	保健予防課			
	生活衛生課			

6 自殺対策関係機関連絡会

2 回/年程度の開催

<参加機関> (令和 2 年 3 月時点)

- ・社会福祉法人 愛媛いのちの電話 ・NPO 法人 松山自殺防止センター
- ・NPO 法人 こころ塾 ・一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会
- ・愛媛県司法書士会 ・一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部

7 相談窓口一覧

令和2年3月時点の情報になります。
詳しくは各機関にお問い合わせください。

心の健康・悩みなどの相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
心の病気、精神保健に関する相談	松山市保健所保健予防課 精神保健担当	089-911-1816	月～金曜日 8:30～17:15 ※面接相談(要予約) 火曜日 9:30～11:30、木曜日 13:30～15:30 (休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	月～金曜日 8:30～17:15 ※面接相談(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)
	こころのほっとライン (一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会)	089-909-5626	○精神保健福祉士による相談 毎週木曜日 18:30～21:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
当事者による 心の病気・悩み相談	ピア電話相談 (一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会)	089-976-6771	○ピア(当事者)による相談 毎週木曜日 10:00～13:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
ひきこもり相談 (18歳以上)	ひきこもり相談室 (愛媛県心と体の健康センター)	089-911-3883	月～金曜日 9:00～17:00 ※面接相談(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)
心の問題や精神的な悩み	こころのダイヤル	089-917-5012	月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00 ※電話相談のみ (休日・祝日・年末年始を除く)
心の悩み相談	社会福祉法人 愛媛いのちの電話	089-958-1111	1日～10日 12:00～翌朝6:00 11日～月末 12:00～22:00 ※ホームページにインターネット相談の窓口あり
		0120-783-556	毎月10日はフリーダイヤル 8:00～翌朝8:00(24時間通話料無料)
	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部 カウンセリングルーム愛媛	089-945-8110 (面接予約専用)	月～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
死にたい気持ち・自殺について悩んでいる方の相談	NPO法人 松山自殺防止センター	089-913-9090	月・水・金曜日 20:00～23:00 ○自死遺族のつどい 毎月第一土曜日 13:30～16:00
うつ病に悩む本人、家族、 企業の方等の相談	NPO法人こころ塾	089-931-0702	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
健康に関する相談	松山市保健所健康づくり推進課(健康相談ダイヤル)	089-911-1817	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
男性相談	松山市男女共同参画 推進センター コムズ相談室	089-943-5777	毎月第2水曜日・第4土曜日 18:30～20:30 (年末年始を除く) 1回30分※電話・面接共に要予約

心の健康・悩みなどの相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
アルコール、薬物、ギャンブル等依存の相談	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	月～金曜日 8:30～17:15 ※面接相談(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)
アルコール相談(断酒)	NPO 法人愛媛県断酒会 支部 松山断酒会	089-957-4256	松山市井門町 391-3 伊賀上 秀樹 方
	NPO 法人愛媛県断酒会 支部 中予断酒会	090-3461-6392	松山市森松町 634-7 玉井 明治 方
生活困窮に関する相談	松山市福祉・子育て相談窓口 (自立相談支援窓口)	089-948-6875 Fax 089-943-6688	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
生活保護申請に関する相談	松山市生活福祉総務課	089-948-6395	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)

子どもに関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
虐待やいじめ、不登校、問題行動、しつけなど、子どもに関する相談	子ども総合相談センター事務所 (築山事務所) 「松山市子ども総合相談」	089-943-3200	月～金曜日 8:30～21:00 土・日曜日・祝日 8:30～17:00 (年末年始を除く)
育児不安や子育てに関する相談	子ども総合相談センター事務所 (萱町事務所) 「ほっとHOTひろば」	089-922-2399	月～土曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
	子ども総合相談センター事務所 (余土事務所)	089-972-2577	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
育児に関する相談	すくすく・サポート 保健所	089-911-1822	月～金曜日 8:30～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
	すくすく・サポート 南部	089-969-1400	
	すくすく・サポート 北条	089-993-0646	
	すくすく・サポート 中島	089-997-1177	
	すくすく・サポート 市役所	089-948-6343	
家庭や児童の問題や父子相談	松山市福祉・子育て相談窓口 (家庭相談・父子相談)	089-948-6413	月～金曜日 8:30～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)

子どもに関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
児童問題全般の相談	愛媛県福祉総合支援センター	089-922-5040	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く) ※児童虐待は24時間受付
不登校、いじめ等の相談	愛媛県総合教育センター (教育相談室)	089-963-3986	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
いじめの相談	いじめほつとらいん (子ども総合相談センター事務所)	089-943-8740 soskyshien@city.ma tsuyama.ehime.jp	月～金曜日 8:30～21:00 土・日曜日・祝日 8:30～17:00 (年末年始を除く)
	いじめ相談ダイヤル24	0120-0-78310 <small>なやみいおう</small>	24時間受付
18歳までのこどもの相談	チャイルドライン	0120-99-7777 089-917-7797 (子ども電話「ひびき」)	月～土曜日 16:00～21:00
思春期の悩みや不安に 対する相談	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	月～金曜日 8:30～17:15 ※面接相談(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)
15歳～49歳でニート状態 にある若者への働くこと に関する相談	えひめ若者 サポートステーション	089-948-2832	月～土曜日 10:00～18:00 いよてつ高島屋 南館3階 (休日・祝日・年末年始を除く)
少年に関する問題の相談 (非行相談等)	愛媛県警察本部 (少年課 少年サポートセンター)	089-934-0110	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く) ※第1、第3土曜日 9:00～17:00 分室「ひめさぼ」 (要予約)
子どもの人権に関する相談	子どもの人権 110 番 (松山地方務局)	0120-007-110 (フリーダイヤル) IP 電話の方は 089-932-0877	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)

高齢者に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
高齢者の相談	松山市福祉・子育て相談窓口 (高齢者相談)	089-948-6593	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
高齢者の一般相談	松山市地域包括支援センター ○桑原・道後 089-993-5666 ○石井・浮穴・久谷 089-957-0808 (サブセンター浮穴・久谷 089-905-8889) ○小野・久米 089-970-3761 ○東・拓南 089-915-7760 ○雄郡・新玉 089-993-7220 ○味酒・清水 089-911-1135 ○垣生・余土 089-989-7600 ○生石・味生 089-953-3888 ○三津浜 089-953-1130 ○中島 089-997-0454 ○城北 089-911-8005 ○北条 089-992-0117		月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
高齢者の心配ごと 悩みごと相談 (専門的な内容は関係機関を紹介)	愛媛県高齢者相談センター (愛媛県社会福祉協議会)	089-921-8789	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

障がい等に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
知的障がい者(18歳以上)に関する相談	愛媛県福祉総合支援センター	089-923-4471	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
発達障がいに関する相談	愛媛県発達障がい者支援センター「あい・ゆう」	089-955-5532	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
障がい者総合相談	松山市福祉・子育て相談窓口 (障がい者総合相談)	089-943-6307	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
	松山市障がい者 北部地域相談支援センター	089-989-6555	月～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
	松山市障がい者 南部地域相談支援センター	089-968-1009	月～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
小児慢性特定疾病に関する相談	認定 NPO 法人ラ・ファミリエ (小児の家族支援)	089-916-6035	第1・第3金曜日 10:00～15:00(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)
難病に関する相談	愛媛県難病相談支援センター (愛媛大学医学部附属病院総合診療サポートセンター内)	089-960-5013	月～金曜日 9:00～12:00 ※面接相談(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)

女性に関する問題の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
女性に関する様々な相談	愛媛県福祉総合支援センター	089-927-3490	○来所相談・電話相談 月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
			○女性夜間電話相談 毎日 18:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
	愛媛県男女共同参画センター	089-926-1644	○一般相談(女性相談員担当) 火～金曜日 来所 8:30～16:30 電話 8:30～17:30 土・日曜日 来所・電話 8:30～16:30 (休日・祝日・年末年始を除く)
			○心理相談(臨床心理士担当) 第1～第4木曜日 来所・電話 13:00～16:30 予約制(一般相談を受けた方) (休日・祝日・年末年始を除く)
			○法律相談 (弁護士による法的手続き等の相談) 第1・第2・第4木曜日 13:30～15:30 (来所相談要予約一人30分以内) (休日・祝日・年末年始を除く)
松山市男女共同参画 推進センター コムズ相談室	089-943-5770	火・水・金・土曜日 10:00～20:00(面接は～17:00) 日・祝日 10:00～16:00(面接は～16:00) (年末年始を除く) 電話30分、面接50分 ※面接のみ要予約	
松山市福祉・子育て相談窓口 (婦人相談・家庭相談)	089-948-6413	月～金曜日 8:30～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)	
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン (松山地方法務局)	0570-070-810 IP電話の方は 089-932-1875	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
ひとり親家庭に関する相談 (生活、貸付)	松山市福祉・子育て相談窓口 (母子相談・父子相談)	089-948-6749	月～金曜日 8:30～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)

法律等に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
法的トラブル解決のための相談	法テラスサポートダイヤル	0570-078374 IP電話の方は 03-6745-5600	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)
弁護士相談	松山市市民相談課	089-948-6211 089-948-6690	水曜日 13:30～16:00(要予約)※第5週は除く (休日・祝日・年末年始を除く)
司法書士相談	松山市市民相談課	089-948-6211 089-948-6690	毎月第1・第3木曜日 13:30～16:00(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)

金融・経営・雇用に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
経営に関する相談	中予地方局商工観光室	089-941-1111	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
	松山商工会議所	089-941-4111	月～金曜日 8:30～17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
	北条商工会	089-993-0567	月～金曜日 8:30～17:15
	中島商工会	089-997-0218	(休日・祝日・年末年始を除く)
経営・就職相談	未・来 Job まつやま (松山しごと創造センター)	089-948-8035	月～金曜日 10:00～20:00 土曜 10:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)
貸金業相談	中予地方局商工観光室	089-941-1111	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
	日本貸金業協会 愛媛県支部	0570-051-051	○貸金業務に関する相談・苦情・紛争解決 ・貸付自粛に関する相談 受付時間 電話 9:00～17:00 ※ご来訪を希望される方は事前にご連絡下さい (土・日・祝日・12月29日～1月4日を除く)
	四国財務局松山財務事務所 (代表)	089-941-7185	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
労働相談	松山労働基準監督署	089-917-5250	○労働条件に関すること 月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛労働局総合労働相談コーナー	089-935-5208	月～金曜日 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	松山総合労働相談コーナー	089-927-5150	(休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛くらしの相談センター	089-915-2400	電話相談 月～金曜日 9:00～17:00 来所相談(要予約) メール相談 sh-roufuku@lib.e-catv.ne.jp (休日・祝日・年末年始を除く)
若年者の就職相談	ジョブカフェ愛 work (愛媛県若年者就職支援センター)	089-913-8686	月～金曜日 8:30～19:00 土曜日 10:00～18:00 来所相談(要予約) (日曜・祝日・年末年始を除く)
就職相談	ハローワーク松山	089-917-8609	月～金曜日 8:30～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)

多重債務に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
多重債務相談	松山市消費生活センター (松山市市民相談課)	089-948-6211	○弁護士相談 第2・第4水曜日(要予約) 13:30~16:00(休日・祝日・年末年始を除く)
		089-948-6382	○ファイナンシャルプランナー相談 毎月第1・第3火曜日(要予約) 13:30~16:00(休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛県消費生活センター	089-925-3700	月・火・木・金曜日 9:00~17:00 水曜日 9:00~19:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛くらしの相談センター	089-915-2400	電話相談 月~金曜日 9:00~17:00 来所相談(要予約) メール相談 sh-roufuku@lib.e-catv.ne.jp (休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛県司法書士会	089-941-1263	毎月第2水曜日 13:00~16:00(要予約) (休日・祝日・年末年始を除く)
	四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801	月~金曜日 9:00~12:00 13:00~17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
法テラスサポートダイヤル	0570-078374 IP電話の方は 03-6745-5600	月~金曜日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (日曜、祝日、年末年始を除く)	

労働安全衛生に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
職場における メンタルヘルス対策支援	愛媛産業保健総合支援センター	089-915-1911	月~金曜日 8:30~17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
職場におけるメンタルヘルス	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部 カウンセリングルーム愛媛	089-945-8110 (面接予約専用)	月~金曜日 9:00~17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)

その他の相談に関する窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
人権問題に関する相談	みんなの人権110番 (松山地方司法務局および支局)	0570-003-110 IP電話の方は 089-932-0888	月~金曜日 8:30~17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)
	愛媛県人権啓発センター	089-941-8037	月~金曜日 8:30~17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
性暴力被害に関する相談	ひめここ(媛CC) (えひめ性暴力被害者支援センター)	089-909-8851	24時間 365日

その他の相談に関する窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日時
犯罪被害にあわれた方の相談	法テラスサポートダイヤル	0570-079714 IP電話の方は 03-6745-5601	平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)
	公益社団法人 被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火~土曜日 10:00~16:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
交通事故の相談	愛媛県交通事故相談所	089-941-2111 (内線 5586)	○相談:月~金曜日 (受付時間)9:00~12:00、13:00~15:00 (相談時間)9:00~12:00、13:00~16:00 (休日・祝日・年末年始を除く) ○弁護士無料相談:第1・第3金曜日 13:00~14:00 (要予約・相談員への事前相談が必要)
事件、事故等生活の安全に関する相談	愛媛県警察本部警察相談室	#9110 089-931-9110	平日 8:30~17:15 (上記以外は当直対応)
	松山東警察署	089-943-0110	
	松山西警察署	089-952-0110	
	松山南警察署	089-958-0110	
市民相談 (一般相談、犯罪被害者等支援に関する相談等)	松山市市民相談課	089-948-6211 089-948-6690	月~金曜日 8:30~12:00 13:00~17:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
生活相談 シェルター利用の相談	愛媛くらしの相談センター	089-915-2400	電話相談 月~金曜日 9:00~17:00 来所相談 要予約 メール相談 sh-roufuku@lib.e-catv.ne.jp (休日・祝日・年末年始を除く)
消費生活の相談	愛媛県消費生活センター	089-925-3700	月・火・木・金曜日 9:00~17:00 水曜日 9:00~19:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
	松山市消費生活センター (松山市市民相談課)	089-948-6382	月~金曜日 8:30~16:00 (休日・祝日・年末年始を除く)
	消費者ホットライン	(局番なし)188	最寄りの消費生活相談窓口または国民生活センターをご案内します

きにかけて
リスにんぐ



松山市自殺対策推進キャラクター
「リスにん」

気づき

家族や仲間の変化に
気づく。

声かけ

一歩勇気を出して声を
かける。

傾聴

本人の気持ちを尊重し、
耳を傾ける。

つなぎ

早めに専門機関に相談
する。

見守り

温かく寄り添いながら、
じっくりと見守る。

松山市自殺対策基本計画

笑顔広がる人とまち 幸せ実感都市まつやま

○発行／松山市 令和2年3月

○編集／松山市保健所 保健予防課

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5

TEL (089) 911-1816

FAX (089) 923-6062